

第七十八回 参議院建設委員会會議録第三号

昭和五十一年十月二十一日(木曜日)

午後一時十七分開会

委員の異動

十月二十日

辞任

沢田 政治君

補欠選任

小野 明君

十月二十一日

辞任

小野 明君

補欠選任

沢田 政治君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

竹田 四郎君

坂野 重信君

沢田 政治君

遠藤 要君

上條 勝久君

神田 博君

堀内 俊夫君

増田 盛君

望月 邦夫君

二宮 文造君

矢原 秀男君

春日 正一君

三治 重信君

国務大臣

建設大臣

政府委員

中馬 辰猪君

建設政務次官

梶山 静六君

建設大臣官房長

栗屋 敏信君

建設省計画局長

大富 宏君

建設省都市局長

中村 清君

建設省住宅局長

○委員長(竹田四郎君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員(長(竹田四郎君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(竹田四郎君) 建築基準法の一部を改

正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○沢田政治君 前回の当委員会において同僚議員

の遠藤君から、なぜ内閣提出の政府原案にあった

ビル防災の適及適用が削られたのか、こういう質

問があつて、それぞれ答弁がなされました。答弁

は聞きましたが、なかなかわかりにくいわけです。

軽い答弁をしておつたようですが、どだい政府提

案を与党が削除するなんていうことは、絶無とは

言えないが余りこれはあることじゃない、ちよつ

と希有なことだと思ふのです。たとえば政府原

案になるまでは恐らく、これは政党内閣でありま

すから、党の都合なりそれぞれの機関に諮つて最

終的には政府提案として、自民党も許容して政府

提案、こういうことになつてくるのが常態なわけ

ですね。政府提案を審議の場になつてこれを削除

したということは、この前答弁した以外の技術的

とかそういう方法論じやなく、何かがあるのじや

ないかという疑惑を持つてならぬわけですね。そ

うなりますと、先般大臣が答弁されました。次期

国会に特別立法として必ず提出しますという内容

もちよつと疑われてならぬわけですね。かてて加

事務局側

建設省住宅局参

事官

消防庁次長

常任委員会専門

員

自治省財政局交

付税課長

自治省税務局固

定資産税課長

日本国有鉄道環

境保全部長

吉村 恒君

栗田 幸雄君

今井 実君

森 一衛君

田中 和夫君

救仁郷 斉君

田中 和夫君

田中 和夫君

田中 和夫君

田中 和夫君

田中 和夫君

田中 和夫君

田中 和夫君

田中 和夫君

田中 和夫君

田中 和夫君

田中 和夫君

田中 和夫君

田中 和夫君

田中 和夫君

田中 和夫君

田中 和夫君

田中 和夫君

どうしても構造、設備等につきましての代替施設しか認められないということになりますけれども、最近はやりはビルの屋上に設けた仮設の橋梁等で人が助かったというような例もございます。そういうふうな例も代替措置として入れるためには、どうも基準法の中で構造上同等以上ということなことが代替措置できないのは困るじやないかというような問題、それからやはりいろいろとたとえばデパート等につきましては全国から二十ぐらいの例をビツクアップいたしまして、それぞれケーススタディーを真剣に行いました。それいたしましたすと、やはり改修する場合にどうしても避難階段を道路側に出さなければならぬ、もしくは隣のビルと横断橋をつないだ方が結構だというようなケースが出てまいります。そういう場合には建物の容積率がふえるとか斜線制限に当たるとかというふうな問題がございます、それに対する手当てがこの法案にはないじやないか、そういうものも前向きに検討すべきじやないかというような提案もございました。

それからさらに、技術的な問題といたしまして、先行いたしました消防法によりますスプリンクラーの設置の義務づけということと、このスプリンクラーの効果と今回週及しようとする規定の關係についてわれわれはまあ十分に關係があつたといひますか、關係づけて考えたという答弁をいたしましたけれども、実情調査等の結果、もう少し真剣に検討したらどうかという御提案もございました。

それからさらに、煙感知器ということによりまして、現在は煙が出ますと、それに感知をいたしまして非常ベルが鳴る、もしくはシャッターがおりるといふようなのが最近相当多くなつておりますけれども、それがときどき誤作動をする。したがいまして、それを誤作動するようなことをそのままいまま週及するのは適当じゃないじゃないか、そういうものについても将来はつきりした方向づけをして週及をすべきじゃないかといふような数々の問題が出ておりました。しかしながら、そ

の他の日影の問題もしくは多年の懸案の問題等につきましてはやっぱり相当急を要する。したがってまして、もう少し時間をかけるところについては別途防災対策小委員会をつくって息長く検討を続けたらどうかと、当面こっちは早く通したらどうかというのが最後の御決心であったというふうにおわれわれ拝察いたしております。

○沢田政治君 いま局長が答弁されたように、少なくとも週及ということとは既成事実を週及するわけですからね、これは大変な事柄だと、こういうことはわかります。もともと私どもが立法院の一員として政令に多くをゆだねる、こういう傾向については近時とみに多くなっているわけだ、政令ね。これはいかぬと。やっぱり法律で可能な限り、立法技術上可能な限りは立法化するべきである。こういうように、そういう説にはそういう意味も含まれておるということについては私どももうなずける面があるわけです、まあ技術的な面もわかりますが。衆議院でこれを削除した後、新聞報道等ではデパート等の圧力があつたんじゃないのかの、ごとき報道もあるわけなんで、そういううちに内容に後退を意味するものであるならば、これは大変だと思ふんですね。そういうことであえていま申し述べたわけです。それで、特別立法については後ほど私は注文があるわけですね、これは後ほど述べたいと思ふんです。

そこで、二十年前とか三十年前は日照権とか環境権とかこういう概念というものは、もちろんなかったとは言えないけれども、余り人々の口に上ってくるような概念じゃなかったわけですね。たとえば住宅にも広い狭いがあるわけでありまして、まあ一、二階程度の住宅であるならば、それぞれの好みに合つて家をつくつてきた、だれも異和感を感じなかった。ところが最近、建築の態様も違つてきたし、建築の振る舞いも変わつてきたし、そこでマンション等を初めとして環境権というものがこれは大きく世上にクローズアップされてきたと思うんです。

それで、環境権と言いますと、これは非常に広い

意味が入るわけでありますが、ブライバシーを含め、自由を含め非常に大きい意味になると思うんですが、これをどういうように、何といいますか、とらえておるかということですね。日が当たらないのはお気の毒だということにとらえているのか、そういう健康の問題ですね。たとえば憲法で言うならば二十五条ですね。健康にして文化的だということのようなところをしておるのか、あるいは幸福追求の憲法十三条の条章に基づくところ方をしておるのか、これは非常にやっぱり法律の内容としては大きな変容を来すと思うんですね。内容も性格も違ってくるんですよ、その視点のとらえ方によって。まあいろいろ建設省も考えたと思うんですが、どういうところえ方をしているかですね。これはアメリカ等も裁判所でいろいろなこれ議論して、いろいろなところえ方をしていますね。こういうところえ方というのは一つのパターンというか

定説というのはなかなかこれはないようですね。しかしながら、環境権というものはどういう憲法上のかかわり合い、触れ合いがあったとしても、やはりこれは許容すべきであると、やっぱり基本的な問題だというようにとらえておるわけですが、特にわが国——これはアメリカの憲法を言つたつて始まりませんが、日本の憲法の条章に照らしてどういう視点に立つてこれをとらえて位置づけたのか。この点どうですか、局長。

○政府委員(山岡一男君) 先生のお話のとおり、日照権につきましては、わが国の学界におきましても、いわゆる環境権と同様に、憲法の第十三条に決めております幸福追求に対する国民の権利は公共の福祉に反しない限り最大限に尊重されるという思想に基づく幸福追求権の中身としての考え方、それから憲法第二十五条におきますように「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、国はその増進に努めなきゃならぬという、そういう生存権にゆかりを持つものという説と、憲法上の解釈もいろいろとあるようにございます。しかしながら、日照を享受する権利あるいは日照侵害を排除する権利等として主張

されておりますけれども、その概念は学説におきましても必ずしもまだ明確にされておりません。

なお、判例におきましても、日照権とはこういうものだという点についての確たる判例はございません。したがいまして、日照権の確立はやはり裁判の判決等によりまして今後積み重ねによって確定されていくものだろうというのがわれわれの現状の認識でございます。ただ、今回の改正案は、市街地におきます日照の確保、それから健全な市街地を形成するためのルールの確立ということが現下の急務であるという考え方から、住居系の地域を中心に公法的規制によつてこれに対処しようという町づくりのためのルールの確立ということが願ひでございまして、決してその日照権についてはこういうものと断定をいたしまして、それを法制化しようというふうなものではございません。

○沢田政治君　ほくはここで素人が憲法論議なんか恐れ多くもしようとは思ってませんが、これは不毛の論議に終わるだろうから。どうもこの法律の性格を見ますと、非常に二十五条的な色彩の最低受忍論といふのかなあ、これだけはまんすべきじゃないかという価値論と受忍論というのかね、それは非常にきわめて限定された立場で立法しておるような感じがしてならぬわけですね。そういうことだから非常に食い足りない面が私個人としては持つわけですね。特に今日の日照問題を含め、環境問題を含め、かつては日陰になる人と家を建てた建築会社との問題であつたわけだ、今日までは。しかも限られた都市の限られた土地においてこの種の紛争が起こってきたわけですね。ところが、今日はもう東京ばかりじゃなく全国の中小都市ですね、しかも日が当たらぬという人じゃなく、環境が非常に変わると、違和感を感じると、こういうように被害者と加害者の立場だけじゃなく地域の生活環境が変わってくる、居住環境が変わってくる、こういう問題に必然的に発展してきておるわけですね。

そういう意味からいって、日影制限ですね。日

それで、建築基準法の違反が、これはいつも建築基準法の改正の際にも議論されるわけですね。

やむを得ない面もありますが、たとえば建蔽率がありますね、初歩的なことですが、この建蔽率もごまかそうと思えばこれはごまかせるんですよ。たとえば、そこに五十坪の土地がある、もっと狭い三十坪ですか、そこにはおのずから地区によって建蔽率があるわけですね。どうしても自分の希望する規模の家が引つかかると、こういう場合の

逃れる方法があることは御承知のとおりですね。つまり、三十坪がないのを隣の人から何かからちよつとうまく工作して、三十坪借りたことにするわけだ。借りたとき、家を建ててもいいという承諾書ももらつてですね、そうして実際に建てるのは自分の本当に所有しておる三十坪なら三十坪へ建ててちやうわけだね、ぎりぎりに。そうして、つ

くつて建築確認した場合は、これを返しやいふんだ。もう建っちゃつて人が住んでおるんだから、これはどんな公権力でもそれに繩をかけて引つ張つてこれないわけだね。こういう事実があることを知っていますか。個人あるいは宅建業者、逃れる方法はあるんですよ。いかがですか。

○政府委員(山岡一男君) 現行制度の確認制度と申しますのは、これは所有権にタッチをしないたてまになつております。したがいまして、たとえば底地が国有地でごいまして、そこに自分の家を建てるというふうな申請が出ました場合で、

も、建築法規に照らし、構造上、用途上安全であることが確認されますと、確認を下すということになっております。これは確認制度というものが、いわゆる建築士等のアービトラリーな判断によるということではなくて、あくまで羈束裁量的な基準に合っているかどうかの確認にあるということから担保されてきた制度でございます。その結果といったしまして、たとえば最初に土地の広さにつ

きまして確認申請が出てまいります。それについて、そのとおりの家が建つという前提で確認をい

たします。その後所有権等につきましてはタツチはいたしませんけれども、現実の土地の確保が行われまして家が建っているというふうな場合には、最終的には出かかまして検査をいたします。その検査の結果、初めて検査合格通知書を出しまして使用するということなためでございませう。

す。その間に、建蔽率を逃れるために、先生のおつしやいますように、たとえば隣地を一時借りまして、まあ建蔽率違反がないようなかつこうで申請をする。でき上がった結果、まあ検査も済んでしまつと、また向こうへ返してしまつというふうなことがあゝることは承知しております。しかしながら、基本的に確認という制度は確かにそういう制度でございまずけれども、建築基準法の全体の規定といふのは、その一回限りのパスとかなんとかかいう法律じやなくて、状態を規定する規定というのが建築基準法の本来の任務でございまず。したたものが、一たん確認申請をして検査を合格したものゝは、いつまでもそういうふうな状態にあるべきだ、そのものが違反になつた場合には当然違反になるというふうなのが建築基準法上の当然の立場でございまして、そういうものにつきましては、できるだけ早期に発見をして是正をするといふうなことがわれわれの課せられた任務であらうといふふうに考えております。

○沢田政治家 非常にきれいな答弁をされますが、なるほど建築確認して、それ一回であともうノータッチだということじゃないですね。現存するこの違反建築物については、これは除却になるか、勧告するか、これはやれると思うんですね。しかし、そういう答弁しても、やりましたか、何カ所、ケースで、どことどこだけやったか。じゃ、そういうことを言うならば言ってください。どこをやりましたか。今後われわれが指摘するものを全部それはやれますか。

○政府委員(山岡一男君) 現実には建築のために監視員というのがおります。その監視員が常時パトロールをいたしまして、見て注意をしておるというのが実情でございますが、春秋二回、そう

いうものにつきまして実はわれわれも一斉検査と
いうのをやることにいたしております。ごく最近
も全体検査をやりまして、ちよつといま件数は調
べますが、全体の中で相当の違反等もございま
す。嚴重な注意をしたというのが実績でございま
す。

○沢田政治君　これは局長、現在の機構の中では、人員の中では不可能に近いんですよね。ぼくは個人を指して、本当に零細な金で、二つ二つお金をためたけれども、五十坪買うところ三十坪しか金が無かったと、窮余の一策としてやるものまで苛斂誅求にたたきめせということをやっているわけじゃないんだ。それも奨励はしませんよ、奨励はしません。しかし、業者等も時期をずらして、そういう例がなしとほしくないんですよね。でありますから、ここで即答を求めるとかそういう意味じゃなく、そういう点も一つの将来検討課題にして、やっぱり抜け穴をなるべく——ざる法です。ね、抜け穴を頭からあけておくということじゃなく、そういうものに対する対策をどうするかと、立法面でうまい方法があるのか、あるいは行政面でそれをさせないような方法があるのか、ぼくは検討課題として考えなければ、ちよっと小才のきく者は得をして、正直な者はこれはどうにもならぬと、こういう不平等が出てくるわけで、法律と

いうのは、これはみんな信頼しなければ、抜けることばかり考えておったんじや、これは法律の作用をなさぬですね。その点はやっぱり検討課題として考える氣がありますか。

○政府委員(山岡一男君) 先ほど申しましたとおり、建築基準法は状態規定でございますので、できる限り早期発見に努めて是正をするというのが一つの方法でございまして、そういうことを嚴重にやるということは一つの方法でございまして、それと同時に、実は住宅等におきましては人が住

んでおるといふ実態がございまして、先生おっしゃいますとおり、相当な注意をいたしまして、是正に時間がかかるという点がございます。そういう場合の一つの対抗策といたしまして、執行罰

と申しますか、違反の状態がある限り毎日、日銭を取るという制度が外国にもございます。私どもの建築基準法の中にも、将来そういうふうな違反は正対策の一つとして、そういうふうな罰則等について検討をすべきであるというのが附則の中に実は入っております。しかし、これにつきまして

関係当局等とも十分相談をいたしておりますけれども、いろいろな問題がございましてまだ成案を得ておりませんが、そういうふうなことの検討も今後の一つの対策の柱になるだろうというふうに考えておる次第でございます。

○沢田政治君　この前も遠藤君がたしか質問しただろうと思いますが、なぜ今日照の制限でも、日影制限でも住居区域だけに限ったのか、やっぱり都市環境ということになると、生活環境ということになると、住居区域ばかりに日本国民が全部住んでおればいんだけれども、そうじゃない。やっぱり工業との混在区域もあるし、住商混在区域もあるし、人間が住んでいるわけだよ、少ない多いは別としてですね、なりわいの相違は別としてですね。なぜ商業地域とか、そういう住居区域を外離れたかということですね。ばくは非常に今度多くなると思いますよ。商業地域で、やっぱり生活環境が変化する、もう住居環境も悪化すると、こういうことで出てくると思うのですよ。これを

區別した理由がどうもわからぬわけだ。人間が住んでおらなければいいよ。夜はみんなさつとです。工場に働いていたようにそこから退去して、ネコの子一匹おらぬというならいいけれども、そこでもう生活しておるわけですからね。多くのものを保護するけれども、少数のものは何というか、同じ法律で日照も与えなくともいいという理論は出てこないと思うのだな。いかがですか。

○政府委員(山岡一男君) おっしゃいますとおり、日影のことを考えるという点から申しますと、

あらゆる地域で問題はあろうかと思います。ただ今回は、どうしてもいままで、たとえば裁判によりましてだんだん判例を重ねつつある世の中におきまして公法的に介入をしたいというのが一つの

ねらいでございます。しかもこれは日照権を前提とするという意味じゃございませんで、やはり望ましい将来の町づくりのために、たとえば隣に空き地がありまして、こういうふうにな家をつくっておけば将来の日影が防げるというふうなことを念頭に置きまして定めた基準でございます。した

かいて、まあそういうものにつきましましては、やはり地域、地区とリンクして定めるわけでございますけれども、その地域、地区の中では、やはり住居の安寧を増進させるための地域となっておりまして住居系の地域を中心に公法の介入をまずやるべきではないかと考えた次第でございます。商業地域は主としてしまして商業の利便を増進するために定める地域ということでございまして、高い建蔽率、高い容積率が定められております。したがって、同じような地域をリンクさせて考えます場合には、やはりどちらかと言えば、まだ商業地域の方が若干受忍の程度が高いのではないかと。現実の問題が起っておりますのも、低層もしくは中層の住居系の中に相当高いものがぼくくり建つということから起こる紛争が全体の七割ぐらいを占めております。そういうものも考えまして、そういう意味でまず当面は住居系の地域にリンクすべきではないかと考えた次第でございます、商業系の地域につきましても、やはり日影の

問題が大事なことはわれわれも当然だと思っておりますし、今後の判例の蓄積に待つべきだと考えておりますけれども、その途中におきましても、いろんな新しいようなといいますか、こういうような観点でやたらどうかというようなのが生まれました場合には、やはり検討が必要ではないかというふうに考えております。目下のところは、当面住居の安寧を向上させる地域でございます住居系の地域を中心に考えたということでございます。

○沢田政治君 どうもあなたの言われておるのは、この受忍の限度論というような点から問題を発展させておるように思うわけですね。そこはまあ商業地域だからですね、商売やるという地区な

んだから少しくらい日照が制限されても——まあ価値論というのか、そういうことではいかぬと思うんでね。これはもう受忍とかなんとかといつたら、これは主観ですよ。これだけ耐え忍ぶべきだということ、もう恐らく裁判所でもそういう角度から裁判やられていたんじや、これは都会が狭いんだから、人がおるんだから、家もつぐらなぐちやならぬのだから、それをがまんすべきだといふ受忍論から、受忍限度論からいったらばは裁判でもこれはろくな裁判が出てこないと思うんですよ。だから、どうもあなたとの歯がかみ合わない、この議論はですね。

○政府委員(山岡一男君) いま受忍という言葉を使いましたけれども、実は民法の上にも相隣関係というのが先生御案内のとおりございます。相隣関係と申しますのは、やはり隣の家と自分の家の間にお互いが受忍をして、たとえば隣地境界線からは何メートルに穴を掘らない、もしくは家をつくる場合には何メートル以内のところでは窓をつくらない、つくっても遮蔽をするというようなことが民法で決められております。へいをつくる場合にもお互いが折半するとかいうようなことは決まっておりますけれども、そういうふうないわゆる私法上の相隣関係のルールとして今後はいくつかのものが確立されていくべきであらうというのが私どもの現在の考えでございます。したがって、受忍と申しましたのは、相隣関係としての受忍が、やはりそういうふうな建築率も高く、容積も高いところであれば一般の住居系よりは多少差があるのではないかとというふうに申し上げた次第でございます。

○沢田政治君 この日照問題をめぐって、また環境変化をめぐっていろいろな議論なり法律、裁判がですね、なされていきますし、先進資本主義国家もそれぞれの紛争の経緯を経て今日に至っておると思うんですね。まああなたが言いました、何といひますか、受忍論とか受忍限度論とかですね、行為の社会的な価値及びその加害行為の動機とか被害発生回避の可能性とかですね、まあいろいろ

あるわけだが、こういう立場からいくと、やっぱり環境権というものは守られぬと。であるから、やっぱり幸福追求を阻害するものはこれは悪なんだと、こういう方向に世界の大勢も向いてきつつあるわけだね。大体そういう方向に出てきていますよ。まあそれはその国の事情にもよるでしょう。国土の狭小であるとか人口の密集の度合いとか、そういうものにもあると思うんだけれども、あんまり何といひますか担当者のあなたが受忍論とか動機とか、そういう議論をされたんじやばくは困ると思うんですね。それで、現にどういう指導をしていますか。

これは読売新聞の五十一年の九月二日ですが、新宿ですね、新宿二丁目ですか、ここにビルができると五戸が被害に遭うわけですね。だけれども、これはいかい、まんでこの内容を紹介しておつても始まりませんが、個人ですね、被害を受けるのは、その他たくさんおられますが、ほとんどあととは借家とか、通勤してそこに余りおらぬ人だわけですね。もう祖先伝来そこに生きようという人じゃないから余り関心を持たぬわけですね、そういうことで問題が起つておる。そうして区役所へ行つて相談したところが、あそこは商業地域なんだから少々日が当たらなくてもがまんせざるを得まいと、こういう御託言、御指導なわけですね。あなた方もやはり日照問題に対する指導を適達しておると思うんですね。商業地域だから日照を奪われても泣き寝入りやむを得ないと、こういう指導をせよというところを出していますか。これは内容を知っていますか、あなたの方に問い合わせもありましたか。

○政府委員(山岡一男君) 問い合わせは受けておりませんが、新聞は拝見したことがございます。そういうふうな点につきまして公法上の問題として云々ということでは現在できないわけでございますけれども、当然建築行政の担当しておる部局がございまして、そういうふうな相談がありましたときに、お互いのためにこうしたらどうかというぐらゐのことは当然私は指導すべきじゃないかと

いうふうに思っております。したがって、公法的に云々というのではなくて、今後いろいろな基準ができてまして、その基準に合致しておるものと否との差はございしますけれども、そういうふうな一般の問題といたしましては十分御相談に応じたらどうかというふうに思ふ次第でございます。

○沢田政治君 たとえば、今度は日照問題は至るところで紛争裁判もたくさんやられておる、こういう状況の中で、いまこの法律でできる前に、たくさん条例ないしは指導要綱ですか、こういうものがありますね。この法律ができた場合ですね、一体地方の指導要綱とか条例というものはどういう関係になるのかですね、これは大変な問題が出てくるような気がしてなりません。ほかはちょっと調べてみたわけですが、この同意を内容とするものもたくさんあるわけだ、住民参加といひますかな、これは一番理想ですね。隣と—加害者と被害者のこの問題だけじゃなく、近傍の居住者がこういう構造にせよと、それじゃ認めてやろうと、つくる方とつくれる方と話し合ひでやるのだから、これだけまた円満な方法はないわけだね。こういう条例もあるわけですよ、指導要綱もあるわけですよ。余りこれは分けて話しているのと長くなりませんが、一応はく調査が関連しておるかどうかわかりませんが、大体条例は地方自治体でどれだけの条例があつて、そうして区別的に住民の同意を内容とするものはどれだけの条例か、あるいは日照を—日影等について具体的な基準を定めているものはどれだけの条例か、指導要綱についても同じことが言えると思うのです。これはおたくの方では調査しておると思うのだが、これはどうなっていますか。

○政府委員(山岡一男君) 日照関係のこのうちで相当細かく申し上げてみますと、具体的な規制基準を定めていないものとしたしまして、条例が十五、要綱で百八十一ございします。用途地域にかかわらず一律に日照時間を定めて規則、基準としているもの、これは条例にはございしません、要綱では十一ございします。それから用途地域ごとに

具体的規制基準を定めているものが条例で十、要綱で五十七ございします。うち住民同意の基準として定めておりますものが条例で三、要綱で二十三ございします。本改正案に準じまして具体的規制基準を定めているものは条例では七、要綱では三十四ということでございます。特に住民同意制を導入しているところにつきましては、先ほど申し上げました条例では七、要綱では百六十一ございしますが、そのうち基準を定めて基準に合致するものについては同意を要しないとするものが条例について三、要綱で三十一ございします。さらに、周辺住民の同意を要しない場合には、その理由書を提出する旨の規定のあるものが条例につきまして一、要綱で二十七ございします。そういうような状況だと思っております。

○沢田政治君 それともう一つは、建築協定といふのはもともこの建築基準法の中で認められておるので、これがわれわれが当初想定したよりも案外普及しておりますね。もつとこれが普及するだろうと。まあ建築協定ですから、これやばり合意が調わなければ建築協定にならぬわけだから、これは双方合意になつてこれも望ましい制度だと、こういうものが大いに活用されていくべきものだ、こういうふうに一面私も期待してきたわけですね。ところが、全国で、これは私どもの調査ではわずかに二百二十七地区ですが、しかもまだないわけですね。これはしかし、なぜ建築協定というのは普及し活用されなかつたかと、こういうことについて考えてみたことがありませんか。というのは、たとえば、多くの考え方間違つていたら指摘していただきたいんですが、一種の私法というふうになつておると思ふんですね。まあ厳密な意味ではこれは私法かも知れませんが、ところが、これに法律的な裏づけを与えてやらないことがやばりこれが普及しない一つの原因じゃないかと思ふんですね。たとえば協定はしたと、まあ地元を納得させるために協定書なるものを書いて協定はしたと。ところが、実際は建てるときはこれを守つたんじやこれは

やっぱり多く建物も建たぬし、これはまずいやと、こういうわけで、住民の何というか反響を一応なだめて、それを破って建築をしちやうた。こういう場合でも、建築確認のときは合意に反したから建築確認をしませんよというような保障がないわけだ。これはだめだ。だから、こんなもの結んでもとありながらこれをやはり利用しなかつた一つの、全部とは言えないにしても、そういう側面があるんじゃないかと、こういうふうに考えるわけですよ。やっぱり一番望ましいのは、何といつても住民参加といひますか、住民が同意して町づくりをする、これが一番望ましいわけだから、これはだれが何と言つても、だから、これをやっぱり促進させるといひますが、利用させるために法律的な一つの裏づけを与えてやるべきじゃないかと。たとえば、何といひますか、住民協定を、建築協定をした場合は、それも建築確認を認可する場合のやっぱり資格要件という条件の一つにするとか、そういうことは考えられぬものでしょうかな。

○政府委員(山岡一男君) 先生おっしゃいますとおり、建築協定の制度は建築基準法制定当初から存在いたしました。しかし、当初は必ずしも十分活用されておりました。最近に至りまして、新市街地等におきまして相当取り入れられまして、先生がおっしゃいますように二百二十幾つかまでふえてまいつておるわけでございます。最近特に住民の間にみずから手による町づくりを推進したいというふうな動きが活発になったこと、それから人口、産業の著しい都市集中に起因します地価の高騰、それから敷地規模の狭小化等に伴ひまして、日照、通風等住宅地の環境悪化等の問題が生じやすくなつてきたことに伴ひまして、特に新市街地におきまして建築協定があらかじめ決めておくという意味で積極的に活用される傾向にございます。ただ、既成市街地におきましては、やはり建築協定制の活用はいまだあまり余り活発ではございません。その原因といたしまして考へておりますのは、市街地における土地利用が、特に権利関係、土地利用関係が複雑化しておるということが一つでございます。さらに、建築協定がやはり関係権利者の一人でも反対があると締結できないという従来からの全員の合意制が一つの問題だったと思ひます。今回の改正ではその全員の合意の中を相当広げたわけでございますけれども、あくまで建築協定というのはいまだ私法上の契約というのが法律上のためまでございまして、公法的介入が直ちにできないというきらいがございまして。

用が、特に権利関係、土地利用関係が複雑化しておるということが一つでございます。さらに、建築協定がやはり関係権利者の一人でも反対があると締結できないという従来からの全員の合意制が一つの問題だったと思ひます。今回の改正ではその全員の合意の中を相当広げたわけでございますけれども、あくまで建築協定というのはいまだ私法上の契約というのが法律上のためまでございまして、公法的介入が直ちにできないというきらいがございまして。

実はそういうふうな公法的なものにするのも一つの案ではないかということで、審議会等にも諮りましたし、それから法制局段階でもいふん議論をいたしたわけでございますが、たとえば全員同意でなく三分の二の同意でもできるようにしたかどうかというふうなものの事務的に提案をしたこともございまして、やはりそこまでするまでやつて公法のルールに乗せるといふならば、建築協定ではなくて地域、地区の問題ならば、条例そのものの問題といふことで検討すべきものだろうと、公法上のものに乘せなくてあくまで私法契約という範囲内で実効を上げさせるのが建築協定の制度であるといふことで、今回はそういうふうなものの手をつけていないわけでございます。ただ、大部分の建築協定では、協定の内容でやはり決めて違反は正措置といふのを協定の内部でやはり決めておられます。そして最終的には当然裁判という担保措置があるわけでございます。そういうものにつつましめてはできる限りの行政指導といひますか、そういうものはやりたいと思つておりますけれども、最終的違反の是正等につきましては、そういうふうな協定の本身によりまして皆さんの行われるやはり自主的な規制措置、それから最後には裁判といふことでやはり処置していただくべきではなからうかというふうに考へておる次第でございます。

○沢田政治君 私契約でありますから、最後は契約不履行といふことでこれは民事上の問題になるのは、これは法律順序からいってそうなると思ふんですが、民事裁判といふのはこれは長くかかるというのはいふまでもないですね。そのうちに建物ができちやうと、既成事実がそこでできたと、こういうことになるわけだから、ばくは少なくとも何らかの法律的なやつぱり補完といひますか、保障といひますかね、そういうものが必要だと。これはやつぱり将来の課題として考へべきであるし、さらに建築協定を結ぶ際の違反は正措置事項ですね、そういうものぐらひはきちんとはこれはすべきだといふことで、これは建てる方にも、何といふか建てられる方にもそういう指導をしていまいか、現実には、一時住民のパワーを逃れるために、もう頭から守る気がなくて抜け穴だらけの建築協定をする悪質な者もおるんですよ、中にね。そこまでするまでやつぱり指導していかね。

○政府委員(山岡一男君) 今回の改正におきましては、これは法律順序からいってそうなると思ふんですが、民事裁判といふのはこれは長くかかるというのはいふまでもないですね。そのうちに建物ができちやうと、既成事実がそこでできたと、こういうことになるわけだから、ばくは少なくとも何らかの法律的なやつぱり補完といひますか、保障といひますかね、そういうものが必要だと。これはやつぱり将来の課題として考へべきであるし、さらに建築協定を結ぶ際の違反は正措置事項ですね、そういうものぐらひはきちんとはこれはすべきだといふことで、これは建てる方にも、何といふか建てられる方にもそういう指導をしていまいか、現実には、一時住民のパワーを逃れるために、もう頭から守る気がなくて抜け穴だらけの建築協定をする悪質な者もおるんですよ、中にね。そこまでするまでやつぱり指導していかね。

○沢田政治君 特定行政庁において十分指導しておると思へております。さらに、今回の建築協定の改正案につきましては、実際にそういう指導面に当たつた点から数々の問題点があるといふ特定行政庁からのいろんな御報告をもとにして、できる限りの前進をしたといふふうに考へておる次第でございます。

○沢田政治君 話は飛ぶようだが、キャバレーとかナイトクラブとか遊技場ですね、つまり特殊建築物ですね。こういうものも建築確認を要するわけですが、御承知のように、ばくは余り利用者じゃないのでわかりませんが、非常に客寄せのために模様替えといふのかな、スタイルを変えらるらしいやな。もうしょっちゅう変えらるらしいですね。これは、一年に二回も変えるところがあるらしいね、夏は夏のように、冬は冬のようにね。こういう場合、やつぱりその都度、あなたがやつぱりやらねばならない建築確認は一回きりじゃないと、その該建物がある限りは、その確認に合致しておるかどうかと、こういうものをもう追跡してやつぱり調査していくんだと、こういうことになるわけだが、これはもう的確に余さずにはばくは追跡して調査していると思われないうですね。そのためには相当の人員が要すると思ふんですよ。いまの態様でそれを全部チェックできますか。ばくは素朴なそういう疑問を感じてゐるわけですね。

○政府委員(山岡一男君) 今回の改正におきましては、これは法律順序からいってそうなると思ふんですが、民事裁判といふのはこれは長くかかるというのはいふまでもないですね。そのうちに建物ができちやうと、既成事実がそこでできたと、こういうことになるわけだから、ばくは少なくとも何らかの法律的なやつぱり補完といひますか、保障といひますかね、そういうものが必要だと。これはやつぱり将来の課題として考へべきであるし、さらに建築協定を結ぶ際の違反は正措置事項ですね、そういうものぐらひはきちんとはこれはすべきだといふことで、これは建てる方にも、何といふか建てられる方にもそういう指導をしていまいか、現実には、一時住民のパワーを逃れるために、もう頭から守る気がなくて抜け穴だらけの建築協定をする悪質な者もおるんですよ、中にね。そこまでするまでやつぱり指導していかね。

○沢田政治君 ビル防災の週及適用の際に、いろいろ議論が業界なりあるいは当事者なりから議論されておるわけですが、その反対がいかにか賛成がいかにか別として、昭和四十九年六月ですか、消防法の改正によつてスプリンクラーの設置が義務づけられたわけですね。大体スプリンクラーだけではないじゃないか、こういう議論が一方にはあるわけですね。それと、階段とかエスカレーターですね、堅穴区画ですか、こういうものがあつたために煙が上層部に行つてそして大惨事になつた。なるほどいままでのビル火災は、焼け死んだ、焼死といふよりも窒息死が多いんですね。これは、大阪にしても熊本にしても、これは煙突になるわけですからね。特に大洋デパートの火災調査委員長という立場で、建築防災の権威者である星野東大名誉教授ですね、この人がそういう主張をしていますね、現地を踏まえた結果ですね。ところが、こういうスプリンクラーでいいということと、堅穴とかエスカレーター、こういうものが原因だと、こういう両者の説があるわけだが、これはデパート側とか、そういう資本側というか経営者側です

か、そういう者から言いますと、これは経費を考
えるわけだね。なるべく安く済ましてもらいたい
という、いい悪いは別としても、そういう心情に
なるだろうと思えます、それはね。ところが、やっ
ぱり人命の問題だから、経費がかかる、から
ぬの問題じゃない。人間の命は地球より重
いというところで、当然経費の問題とそれから人命
というものと同時に並列に議論すべき問題じゃな
いと思うのです。

ある新聞記事で、こういう議論があるさなかに
私見たわけでありすが、百貨店協会ですか、こ
この藤田という専務理事がおるわけですが、率直
に言つて堅穴閉じは金ばかりかかって効果に疑問
があると、こういうことを主張しておるわけだ
ね。これをせんと詰めて考えますと、銭がかかる
から困る、そんなものを義務づけられちゃうの
じゃ困る、こういう議論に通ずると私は思うの
です。これは、でありますから、後ほど特別立法
で皆さんがお出しになられるわけですが、金と人
間の命を並列に置いて議論するようないやうな見
解はよくはいかぬと思うのです。だから、冒頭
に聞いたように、ビル防災の適度適用を除外した
理由はどこかというの、こういうところ
ひつかかりが出てくるわけだから、くどいように
再三再四聞かれます。これはどう思いますか。

○政府委員(山岡一男君) スプリングラーの設
置が防災上きわめて有効な措置であるという点に
ついては、われわれもそのように考えております。
しかしながら、建築物のすべての部分に設置義務
が課せられてはいないという点、また火災の種類
によりまして、たとえば天井裏の火災、設備関係
の火災等に対しては有効でない場合がございま
すし、現にそういうところから生じた火災もあ
るわけでございます。したがって、一定規模
以上の建築物につきましては、その利用者の人命
の安全確保を図るために必要最小限の避難施設等
はぜひとも必要だと考えておるわけでございま
す。スプリングラー設備が先ほど申し上げたとお
り非常に有効でございますけれども、いざ火事と

なった場合に、すぐに逃げられるということもわ
れわれ一番の願ひでございまして、やはり必要最
小限度の避難施設、堅穴区画等につきましては設
置が不可欠だというふうには強く思っております。

特に堅穴区画につきましては、常時閉まっている
ドアをつけておくとか、煙感知の防煙シャッター
でフードづきのもので処置するとかいうのが現行
法の規定でございまして、やはりいま先生
のお話のございました百貨店協会の皆さんも最近
アメリカ等に行かれました、すいぶんそういうこ
との勉強もなさつてきたと聞いております。また、
どういふ御意見になられたか、近くまたお伺いし
てみたいと思つておる次第でございまして。

○沢田政治君 あなたはいま包括的に答弁されま
したが、問題は煙です。煙によって死んでお
る例——酸化炭素の窒息死ですね。だから煙こ
そ大敵なわけですね。でありますから、これを具
体的にどうするかというのを——われわれの方は
不本意なわけだが、次期特別国会回しになつたわ
けでありますから、煙対策は特に重点を置くべき
ですね。これは幾ら逃げどころを、何というか——
それにも必要です。避難個所を多く設けるという
のは必要だが、一たん煙に巻かれたら人間はだめ
ですよ、方向感覚を失つてしまふのだからね。こ
れは酸素が不足になるのだから頭がおかしくなる
わな。どつちが東が西かわからなくなる。だから、
煙対策は目下の一番重点対策にしなくちゃならぬ
ですね。でありますから、非常に通りのいい答弁
はしたのだけれども、防煙シャッターですか、そ
ういふものを義務づけるのか——特に一番憂慮す
べきは、地下街ですね、地下街。こういうものを
大ざっぱな規制じゃなく、大ざっぱな何というか
適度適用じゃなく、相当綿密にやっぱり学者とか
専門家の英知を集めて——いま起きないからいい
ものの、大変ですよ。地下街の東京駅の中でも起
こつたならば、思わざる大惨事になると思うので
すね。まさに阿鼻叫喚でしょう、パニック状態に
なりますね。こういうものについて、いまの細か
いことをどうするじゃなく、どういふような対策

を考へておるのか、いま目下考へておることが
あつたならばお示し願ひたいと思ふのです。

○政府委員(山岡一男君) ただいまのところ
は、建設省その他五省でつくつております協議会
等がございまして、省内でも住宅局のみならず関
係局、都市局、道路局等全部入りまして、そうい
うふうな地下街のための協議会というのがござい
ます。その中でいろいろな防災的な基準を決めま
して運用してまいつております。

それからさらに、基準法でも地下街のための特
別ないろいろな規定を定めております。問題は、
新しい地下街につきましても、そういうふうな新
しい基準によりましては相当完備されておると
われわれは思つておりますけれども、やはり既存
不適格の地下街におきまして、先生おっしゃいま
すようにいろいろな設備の済まないものがあるこ
ろも。いろいろと自発的になさつておられるところ
もございましてけれども、今回、今後つくります防災
規定の中では、そういう点にも重点を置いて改正
したいと考へております。

もとの改正原案で考へておりました地下街に対
します対策といひましては、たとえば地下街で
ございまして、避難上最も重要な地下道につしま
して、その幅員及び高さの制限がございまして、幅
員は五メートル以上なければならぬ、高さは三
メートル以上なければならぬというのがございま
すが、そのほか内装制限、それから階段の配置、
これは各構えから三十メートル以内には必ず階段が
なければいけぬという規定でございまして、その
他末端の幅員——出口が狭くなると、いざという
場合にパニックが起きますので、末端の幅員も広
くする。非常用の照明設備もつけてもらふ。排煙
設備に対するものも十分完備をしてもらふ。それ
から店舗と地下道との間の防火区画をしつかりし
てもらふ。それから店舗等の内部におきましても、
地下道までの行程につきましてある一定の制限を
設ける。高層建築物並みの防火区画、内装制限、
排煙設備等の規定も同時に動くようにするといふ
ようなことを考へておつたわけでございまして。

○沢田政治君 また話を日照の方に移しますが、
この法律が仮に、法律案じゃない、法律として発
効し、施行された場合、これによつて一切の住居
区域における紛争がもう一件落着かと、こういう
ようになると考へておられますか。

○政府委員(山岡一男君) いままでの過去に起
きましたいろいろな紛争につきまして、まあ全部
取り上げてみまして、実験的に全部を職員に検討
していただいておりますが、大部分は助かると。
ただし、やはり紛争として残るものはあるだろう、
全部ゼロになるとは思つておりません。

○沢田政治君 私は、もうこのために紛争がま
す激化するとは私ははね上がつて考へてません
が、この法律ができたために紛争が少なくなる
というふうには考へていません。なぜならば、こ
れは日照権を保障しようという法律じゃないん
ですよ。建物をつくる場合、これだけは制限しま
すよ。法律をわけですから、幸福追求の権利は
当然憲法に伴つて国民にあるわけだから、環境変
化に耐えられぬという何か主張もこれは当
然出てくると思うんですね。これは一種の手続な
んです。建築を確認する場合、こういう条件の
場合は確認しますであつて、住民がそれで納得す
るかしないかというの、これは別の次元の問題だ
と思うんですね。そうでしょう。でありますから、
いまの基準内で許容され建築確認をされたもので
も、住民のやっぱり変更を求めるといふもの、
反対の声といふものは一向に私は減らぬと思ふ
んです。このためにふえるだろうなということは
私は余り扇動的には申し上げませんが、まだ根本
が解決されておらぬわけですね。

そこで、この「日照問題」に関する対策について
中間報告です、日照紛争等のあつせん等に関
する措置」として、いろいろ出でますね。
こういうことで、これはどういふようにしてその
日照問題を——地方自治体等にも皆さんの方でも
通達出されておると思うし、今後出さるだろうと
思うんだが、どういふようにして指導しますか。
こういうものはない都市もあるんですね、指導員

なんて専門に置かぬところも。そうなりますと、相当の人的な機構というのにも必要になるわけで

——人的な機構というのにはおかしいが、要員確保

ですか、こういうものも必要になると思うんです

ね。その際に、特に経費の問題です。いまま

さに地方自治体は財政難でこれは四苦八苦という

のが今日の現状ですね。そういう場合、地方交付

税の基準財政需要額にこれを算入するかどうかと

いう問題ですね。あなたの方はどういう行政指

導をしようとして、人がおらなくちや指導も何も

できたものじゃないわけだ。これは大きな課題な

んです。きょう自治省からは来てもらってない

い、きょうは建設省だけでは間に合わせよう

と思つてやつてゐるんですが、こういうものを自

治省に對して、大蔵省に對してどういうようにな

あなたの方は対応されようとしていますか。

○政府委員(山岡一男君) 地方公共団体が住民

サービスをするという観点から、日照紛争の調停

のために機関を設けている例もございまして、ま

たそういうものは私も好ましいことだと考えてお

ります。この改正案がもし施行になりました際

に、そういうふうなものを担当するということにな

りますと、建築行政担当者等がやはりそういうも

のを担当する場合が多いと思います。したがいま

して、日照紛争の調整事務の一部を担うこととな

ることのために、昭和四十九年度ごろから自治省

に對しまして地方交付税の算定基準の基礎となる

建築行政に係る人員増というのには強く要望してま

いておりまして、昭和五十年にも相当の是正

がなされております。しかし、今後も引き続き

そういうようなものについてはお願いをしてまい

りたいと考えております。ただ、日照紛争調停機

関のための必要な経費というふうなものにつきま

しては、現在のところ必ずしも全国的に設けられ

れておりませんので、標準団体の財政需要額に算

入というところまではなかなか自治省も応じがた

いというところのごさいます。したがいまし

て、今後の設置状況等に應じまして地方公共団体

に過重な負担とならないように自治省に對しまし

て特別交付税等による行政措置の要求をしてまい

りたいというように考えておるわけでごさいます

○沢田政治君 この点は行政効果を完璧なものに

するかどうかという一つの使命がかかつておる問

題ですから、自治省にお任せするということじゃ

なく、この実効を期するためには、自治省であろ

うが大蔵省であろうがやつぱり建設省サイドで強

い意見というものを主張していくべきだと思ふん

です。そこで、仮にこの法案が法律になつて施行され

る場合、既存の建物で、いまだ工事進行中のもの

も含め、完成したものでこの法律に該当する

建物はたくさん出てくると思ふんですね。先ほど

言いましたように、建築確認というものは、まあ

説教されたわけだが、そのときでオーケーと、あ

とはもう将来どうなつても構わぬというもののじや

ない。一たん確認したものであつても現行法規

に照らして違反である場合は、除却命令になるか

是正命令になるか、そういうものをやつていくと

こういうことにならざるを得ないわけだ、あなた

の答弁からいけば、非常に結構な答弁だと思いま

すが、どうですか、いま建つてゐるマンションで

すね、新しくできる法律からいけばこれはもう抵

触します。こういうものを、北側を半分欠けとか、

南側を半分欠けとかできますか。できなければこ

れはもう何というか既得権ということを認めたこ

とになるわけだね。もうつくつたものはやむを得

ないと、新しいものと、こういうことになるわけ

だね。これは現実問題として本当にやれますか、こ

れははしらないで正直に言つて下さい。困る

なら困る、できないならできないと言つ

たら困るけれどもね、こつちの方はどうですか。

○政府委員(山岡一男君) 建築基準法の本来の

たてまへは、既存不適格には遡及しないというの

がたてまへでございまして、したがいまし、公法的

規制を、今回国会を通りましたし施行になりま

すと、施行日以後につきましてその法律が動く

いうことでごさいます。それに現在違反のものは

は既存不適格そのまま残るわけでごさいます。そ

れをしもやはり日影のルールを守らせるために遡

及をしないきやならぬということになりますと、先

ほど来のお話のように、もう一度国会で法律で御

審議を願わなきやならぬというように考えており

ます。われわれはやはりこういう町のつくりとい

いますか町づくりというものは長い時間がかか

る、ある日突然にりつぱになるというものではご

さいませんで、法施行日以後そういうものを積

み重ねまして、とにかくりつぱな町にしていき

いと考へておるわけでごさいます。ただ、既存不

適格と申しまして、建築基準法のたてまへ上

将来大規模な模様がえ、それから再改築等いたし

ます際には、当然に新しい規定に従わなきやなら

ないという規定もございまして、そういう機会

をとらえて新ルールに従うようにさせていきたい

と考へておるわけでごさいます。

○沢田政治君 すごく矛盾を感じるんですね。刑

事訴訟法とか、事人権とか身柄を拘束するとか、

こういうものに関しては法律不遡及の原則はこれ

は厳然としておるわけですが、こういう問題につ

いて先に建てたものは得であつた、後につくつ

たものはこれは厳しく取り締まられる、こうい

うことは行政に對する不信感と法律に對する私は

不信感だと思ふんですね。災害についてもこれ

は遡及するといふんだから、もう急いでばんばん

つくろつたところも出てくるかも知れぬであ

すよ。この法律が少し遅くなれかしと折つてい

る人もこれはあるかどうかわかりませんが、こうい

うことじゃいかぬと思ふんですね。ビル防災に

やつぱり遡及するならば、こういうものにも遡

及するぐらいの、遡及までいかぬけれども何か

考へなくちやおかしいんじゃないか。たとえば、

ほかは法律的にはかり議論しているんじゃないん

です。環境が変化して困ると、日当たりがなくて

困ると、こういうものにはこれは業者ですから建

設省のにもらみも相当きくわけよ、ある程度。別

の意味の、圧力じゃないですよ、行政指導という立

場からの相当の影響力はばくは駆使できると思

ふんですね。だから、法律をこれに何というか急

いで適用できないとするならば、それにかわる行政

的な何らかの措置を講じてやる必要あるんじゃない

か。泣き寝入り、そしてもう時間の差で得し

たというものがないようにするために、たとえ

ばある程度納得いくような値段で買つてやるとか

迷惑料を出すとか——建設省だつてそうでは

う、余り日が当たらないところは、これは公的な

施設に對しても今度何か出すことになつてゐるで

しょう、五十万円ですか。そういうことぐらい、

一つのやつぱり思いやりが行政になれば、もう

くるくる法律が変わるんだから、先のものが得を

したということになれば困るんだよ、これは。こ

ういうことを検討していますか。

○政府委員(山岡一男君) 法律上のたてまへは、

あくまで既存不適格というものにつきましては現

行法は及ばない。将来の大規模の模様がえ以上の

場合に現行法に従つてもらうというのがルールで

ございまして。しかしながら、やはりたとえればこ

日影の問題等につきましては、建築学、設計学

界等におきましては多年の問題でございまして、

建築士事務所もしくは設計管理に当たられる

建築士の方々はそういう問題について非常に努

力しておられます、むしろこの基準よりもつ

と厳しいと申しますか、というふうなものをつ

くれるのが最近の例でございまして。したがいま

して、われわれ行政指導というふうなことだけでは

ございせんけれども、そういうふうな面では私

は相当程度最近のものは、少なくともこの国会審議

にかけました以後、それらの点についての配慮は

相当されて進んでおるんじゃないかというふう

に拝見しておるわけでごさいます。

○沢田政治君 それで、今度一定の日影制限を設

けた。これはどういう根拠で、こういう何時間、

何時間とか別表に書かれていますが、設けたんで

すか。これは医学的な見地といひますか、生物の

生存するための最低要素としてこれだけ日照が必

要だといふ、そういう見地のこれはものであるの

か。これは日照というものは、人体にとって幾ら必要だかというのはこれはなかなかむずかしいと思いますよねしかも家の中でだけ日照をとらなくちゃならぬのか、外でもとるのか、これはむずかしいんだ、正直言って。これはどういう基準で——これ受忍論になるのかどうか、最低これだけ冬至のときは必要だというような角度になるのか。都市だからこれだけ受忍しなきゃならぬ、あるいは人口密度が非常に過密であるからこれだけやらなきゃならぬというような価値判断でやったのか。どうしてこういうものができてきたか、少し納得いく答弁を聞きたいものだと思いますな。

○政府委員(山岡一男君) 先生おっしゃいますように、日照は医学的もしくは建築学的に計測されます効果のほかに、精神的な効果も非常に大きいとされておりまして、これらを総合しましてこれだけの日照必要量が必要だということとはなたも決めたいというのが現状のようでございます。したがって、それぞれの市街地につきまして現在享受している日照の量、並びに都市機能の状況及び立体化の程度等につきましての現状と将来のあるべき姿等を勘案いたしまして、日照確保の目標水準とその場合の規制基準について建築審議会を煩わして二年半にわたりけんけんがくがくの議論をして理論的検討をしていただいたという結果、こういうような基準を決めたというのが実情でございます。その結果、日照確保の目標水準につきましては、用途地域の指定目標を勘案しまして社会的合意の得られるような水準でなければならぬということと今回の提案をしておるわけでございます。規制手段につきましては、平均的な住居用建築物において客観的かつ不公平を生じない基準というところで採用した時間でございます。これはやはり、たとえば国会の審議を経まして大方の御同意を得れば、それが客観的な基準と言えるだろうということでございます。

○沢田政治君 建築審議会に諮問してこういう結論を得たというんだけれども、何か答弁らしいものをしたんですが、どうもこれは権威があるとか、

科学的だとか、あんまりぴんときませんが、この議論はさておいて、やはり今日の環境権の問題、日照権の問題、これは一にはくは建築基準法にだけ責任を負わしてもいかぬと思いますよ。これだけでもできませんよね。いろいろなものの何というか集積からきているわけだ、今日の都会問題。だから、建築基準法だけで今日の都市問題、環境問題、日照権の問題は解決つかないことは、これは何人も認めざるを得ないんですね。

だから、大臣にお聞きするわけですが、私は今日までできた原因というのは、都市政策といえますか、これは都市計画も含みますが、ぼくはやっぱりこれの大きなまずさにあったのじやないかと思うのです。まあ山の好きな人の言葉には、そこに人が山があるから登ると言うそうですが、そこに人が集まったから家をつくらなくちゃならぬ、入れ物はほとんど過密でもつくっていかなくちゃならぬ、こういうやっぱり都市政策ですね。これは人口とか、何というか都市の分布とか、いろいろなややっかし議論にもなってくるのだけれども、つまり都市への集積を積極的に唯々諸々として容認してきたというところに、何というか産業政策も入るわけだが、今日の都市の混乱した状況混雑した状況というものが現出されたと思うのです。高度成長には再び返られない、こう言っていますが、都市に人口がまだまだやっぱり集中してくる、こういう可能性も指摘せざるを得ないと思いますね。だから、これは建築基準法だけの責任じゃなく、やっぱり都市計画、都市政策、産業政策全般に関する問題に私はなつてこざるを得ないと思いますね。そういう意味で、いまのように都市に人口が集まるから、ただそれに受けざらをつくらなくちゃならぬということではまずまず私は都市の諸問題と、いうものは一層深刻化していくだろうと思うのですね。まあ抽象的な聞き方なんですが、大臣、この点についてどう考えますか。

○国務大臣(中馬辰猪君) まきにおつしやるとおりだと思います。そこで、三全総をいま政府の方で検討し、策定の準備をいたしておりますが、

そのためには都市計画はもちろんでありますが、新しい住宅政策をいかに立てるかということに実は非常に大きな関心を私ども持っております。現在の都市計画の中で住宅の建設がなかなか容易でありませんので、特に団地等をつくる場合は自治体が団地を非常にきらっておるといふ点がありまして、きられる点もまた、幼稚園とか水道とかいろいろな付帯設備の金がかかりますので、自治体が非常に団地の建設をきらっているわけであります。そこで、団地の建設のために自治体からきられないようにということで、いろいろ税法の問題等で考えておりますから、そういうものと含めてやらないと、おっしゃるように建築基準法だけで解決はなかなかこれは容易じゃないということで、全般の問題としてわれわれも深刻に受けとめていま検討いたしておる、こういうことでございます。

○沢田政治君 次に、公的機関の建設に関する日照基準ですね。いま法律案で提出されておるものは建築審議会に諮った、こう言っておるわけですが、非常に違いますね。まあ公的機関といいますが、たとえば公団住宅の建設基準の日影制限と公営住宅とか、非常に何というかばらばらになっているのですよ。同じ何といいますか政府で、しかも政府機関のわけですね、政府が関連している機関においてこんなに違っているものかと思うのですね。これはちょっと疑問を感じるんですね。どこがどうだってこれだけ読み上げてあなた方に示す必要もないし、これだけ言っていればまだ十分ぐらいいかるので、こんなものはしりたいたいと思いますが、おかしいんですよ、これは。こんな基準の違い方は。ますます権威なくなるわけだ。いまの法律案の基準とこれがばらばらなんだから。どうしてこういうことになるんですか。将来統一しますか、これ。

○政府委員(山岡一男君) 公的住宅の日照基準につきましては、実は日照基準と申ししても、外部へ及ぼす日照の障害ということを避けるための基準ということではなくて、たとえば団地内部

の個々の住宅が受けるべき日照の最小限を決めた基準という内部の基準でございます。この基準につきましては、公営と公団は大体そろっておりまして、ただ、公庫関係の基準につきましては、特に民間ということを意識したせいもございまして、若干公営、公団よりは緩いというのが現状でございまして。今後やはりこういうふうな規定が施行になりますと、それぞれの公営なり公団なりが立地をいたしまして建設をいたします場合には、今度条例で決められますその地域の基準に従うことは外部的には当然でございまして。しかし、内部の運用といたしまして、たとえば公営住宅でございまして、日照時間は四時間以上であるべきだと決めておりながら、ただし、高度利用を図るためにやむを得ない場合はこの限りでないということで、ある程度の運用を認めております。したがいまして、公営の中の個々の住宅につきましても、このただし書きの運用等に当たりましては、その地域の条例等勘案いたしまして、それに即するような運用をしてまいりたいというふうに考えております。

○沢田政治君　これは削除されたものを議論したってしょうがないんですが、将来特別立法で出してくるための問題提起として私一つ示しておきたいのは、たとえば前の政府原案だね、削除と言いますと。この適及適用の対象となる百貨店ですね、この病院が全国でおともい言われましたが二千二百と推定されておるわけです。この用途によって三階ないし五階以上は、または千五百平方メートル以上の床面積の特殊建築物、こういう方メートル以上の床面積の特殊建築物、こういうことが考えられておるわけですね。特に雑居ビルや先ほど申し上げましたキャパレー、劇場等については五階以上または地階二千平方メートルとされている、こういうふうになっているわけですが、この用途の位置及び規模の基準は余りにも大きいものではないか、大きいものだけこれは取り締まるんじゃないか、もう少し何といいますが、こういった大きいものだけで災害が起こって人が死ぬということには限らぬわけだね。特に不特定多数の考

がそこに入出入りをするということになると、もつと網の目をしばっていく必要あるんじゃないか。こういうように基準を人命保護ということを第一義にしてもと厳しくすべきじゃないか。人の命です。それから、もうかるとか、もうからぬとかの問題じゃない。経費がかかるか、かからぬとかの問題も無視はできないが、もう少し網の目を狭めたいか。がなものかと私は考えるわけでは。危険性の高い中小規模の特殊建築物に対しては、規模を二千平方メートル以下のものでもやっぱり義務づけて安全性を確保する必要があるんじゃないか。ぼくは専門家じゃないからわかりませんが、こういう大きいものだけじゃなく、二千平方メートル以下でも起り得るんですよ。だから、少し綱が粗いんじゃないか、平らな言葉で言えば、これはどう考えますか、局長。

○政府委員(山岡一男君) おっしゃいますとおり、いろいろな災害は事柄の大小にかかわらず起きると思います。しかしながら、建築物は生活と広範かつ密接な関連を有するものでございまして、従来まで建築基準法上は既存不適格ということで何もしくなくともよかったです。ところが適用をしないということでは、社会的、経済的にきわめて大きな影響を与える問題でございまして、したがって、相当限定的に考えるべきじゃないかと考えておる次第でございまして、

したがって、対象とする建築物の選定につきましては相当数のものを規模をしばったわけではございまして、これは消防法の適及と軌を一にいたしております。特に可燃物品が多くて、かつ大空間構成であるために火災の拡大がきわめて速いという百貨店、スーパー、それから行動能力の劣る患者を収容する就寝施設を有する病院、それから避難施設等を熟知していない不特定多数の利用者を収容する就寝施設を有するホテル、旅館、それから利用空間の照度、密度等に比較的条件が悪くて、行動能力に劣るキャバレー、ナイトクラブ、それから避難施設等の維持管理の水準が比較的低くて、その配置が不明瞭ないわゆる雑居ビ

ル、それから災害時、方向感覚を把握しがたく消火救急活動が比較的困難な地下街等、いざ災害が発生した場合に多数の犠牲者の発生するおそれがあるものというものに限定をいたしまして適及の適用を考えたという次第でございまして、

それから、それ以下の規模のものにつきましては、どうやっていくわけではございせん。で、法律による一律の適及適用の義務づけはこの程度のもので、一番いいんじゃないかといまでも考えておりますけれども、避難上支障のあるものにつきましては個別的な行政指導の道が開かれておりますので、そういうものによりまして対処を促進したいと考えております。

○沢田政治君 一昨日も同僚議員の遠藤君が消防庁長官に対して、四十九年にできた消防法に基づいて是正とか、いろいろな諸命令をどういうように履行しておるのかという細かい中身に入った質問をして、それぞれ答弁がありました。しかし、私どもが想像したよりも進んでいません。もう半分ぐらいはまだ命令を聞きつ放し、こういう状況になっておるようですね。もちろんこれは金もかかるでしょう、時間もまだあるでしょう。しかし、この基準法ができ、さらには適及適用の特別立法ができて、同じような状態じゃこれはいかぬと思うのです。これだけ議論して、これだけの年月をかけて、一応この国会で本論議すべきものを外したんだから、それだけの時間を置いた、私はやっぱり内容を高めなければ、何のために時間を置いたかということをおぼろげを得ないわけですね。

ただ、余り条例で適及というよりも私は法律の方がいいと思うんです。これは、条例に委任するということは本質的に私にきらいです。まあ政令だったならこれは原則として罰則ということはないかなかなかいいわけですね。だから、今度は特別立法で出す内容はもちろんのこと、履行しない者、聞き流しておく者、こういうデパートとか特殊建築物を営業者に対しては、やっぱり罰則を強化して、ある場合には営業停止をもうしよつ

ちゅうさせる。こういうことぐらひの、皆さんが、何といひますか、今度の法律にはむちばかりじゃない、あめも加えると言ふ、このあめはどういうあめかわからぬが、金を貸すとか、やりやすくするということだと思ふんだ。ぼくはあめも否定しませんが、これは実効を上げればいいわけですからね。あめも全面的にばくは否定しないが、あめだけで、むちという言葉はわかりませんが、ワサビの方を抜かれたんではこれはだめなんです。だから、多くのことを具体的に法律に書くという以上は、その法律を履行しなかった場合こうだという罰則もやっぱりきちんと守らせる。ごね得、聞き流しが得をしないように明確な法案の体裁を出すべきだと、こういう点を私の主張として申し述べます。

これは主張だけじゃなく、見解をお聞きしまして、ぼくは二時間午前中に皆さんに御迷惑をかけたので、午前中から引き続き質問したいというところで、私も社会党の方としてはこれで終わります。

○政府委員(山岡一男君) 先生おっしゃいました方向を十分心得て、来国会提案の法案については検討したいと考えております。

○国務大臣(中馬辰猪君) ちよつと私は前国会の法案のいきさつはよく知りません。しかし、デパートとかそういうところは人命に最も影響がございまして、多少ひとつ無理をしても思ひ切った案をつくりたい、こう考えております。

○二宮文造君 私、引き続き建築基準法の一部を改正する法律案について若干お伺いしたいわけですが、なるべく重複を避けたいと思ひますが、問題によりまして若干重複する面も出てくることを御容赦願ひたい。

御承知のように、この法律案は四十九年三月十一日、七十二国会に提案されて、すでに二年半という長い年月を経過してまいりました。その間、衆議院においては相当に紆余曲折のあった審議が行われたと、このように伺っております。そこで私は、この参議院当委員会におきましても先

国会の最終日、五月の二十四日に提案理由の説明があつて、御承知のように継続審議として持ち越されてきたわけですね。

そこで、ちよつと先ほどの質疑のやりとりを聞いておりました、私は今後の法案の取り扱いについてどうしても確認しておきたいと思うので、まず政府にお伺いしますが、政府が本委員会に提案をされたのは、いわゆる提案理由の説明のあつた部分を提案されている、こう理解してよろしいですか。

○政府委員(山岡一男君) 提案理由をいたしまして、政府提案の提案をいたしましたのと、あわせて修正案と両方提案されておりますので、私よくわかりませんが、事柄はそういうようなことだと思います。

○二宮文造君 ちよつと待つて下さい。提案した方がどうかわかりませんが、このことと審査議する方は困るんです。政府原案はどうなんですかというのをまず政府から伺ひたい。

○政府委員(山岡一男君) 政府といたしましては、政府原案の提案をいたしたわけではございまして、

○二宮文造君 政府は原案を提案された、同時に衆議院においては修正がありましたと、衆議院では修正がありましたという衆議院側としての御説明があつたわけですね。

○政府委員(山岡一男君) 衆議院の最終議決の際にそのような応答をいたしておりました、そのことを申し上げたわけではございまして、

○二宮文造君 そのことではなくて、そのこと自体を申されたことではなくて、政府はああいふ特殊建築物のあの規定を提案をしておきながら、政府側の答弁として、次の国会に特別立法いたしますとか、削除になりましたとか、これは提案の姿勢がまことにふまじいじゃないでしょうか、この

点どうですか。

○政府委員(山岡一男君) まあ衆議院等におきまして修正が行われた場合の提案の仕方といひまして、参議院には政府提案と修正案と両方御説明すべきだといふふうなのが例であるとわれわれは聞いておりまして、そのとおり取り扱いはなされたといふふうに思っております。

○二宮文造君 大臣、これはですね、政府が原案として提案をしたならば、衆議院で修正されたことは衆議院側で答弁をされればよい。政府側が原案として当委員会に提案をしておきながら、まさにもう適及適用の面を削除されたものと、この決めてしまつて提案をすることは、提案をされた原案にきわめて忠実じゃない、こういうふうには思わざるを得ないんですが、この点はどうですか。

○国務大臣(中馬辰猪君) 非常に忠実に提案をしたのですけれども、衆議院の方ではこれはひとつもうやめると、削除せよといふことになつたものですから、衆議院という国会の一つで削除されたものを参議院で御提案申し上げるということとは非常に失礼に当たると思ひまして、実は抜いたわけでございます。

○二宮文造君 まことに失礼なんです、そういう意味では衆議院に対して、衆議院で削除されたものを参議院でそれをまた復活して、原案として政府が提案されるというなら、衆議院に対する失礼でしょう。また、先日衆議院で、原案として提案をしておきながら、衆議院では削除されたから、そのまゝの姿勢で、削除されたものとして当委員会を答弁をされるということは、参議院は衆議院の議決のまま御承認願ひたいといふような、二院制度の特質といふものをぶつ壊したような政府の答弁の姿勢ではないか、こう私は思ふのですが、この点あわせて答弁いただきたい。

○国務大臣(中馬辰猪君) 大変まあ申しわけないと思ひます。ただ役人としては、これは来国会にやるのだといふことに大體頭で切りかへちやうた

ものですから、そういう錯誤があつたものと思ひます。私からおわびいたしておきます。

○二宮文造君 錯誤に基づいて提案を当委員会は審議できません。委員長、どうでしょう。私もっと明確にしてみたい。錯誤に基づくような提案を当委員会は審議できませんと思ひます。

○国務大臣(中馬辰猪君) 衆議院におけるいろいろいままでの審議の経過にかんがみ提案したわけでございます。

○二宮文造君 大臣ね、政府は提案をしていないんです。政府は原案を提案されておるわけですよ。そうしてわざわざ衆議院側から来られて、こういうふうにして修正議決をいたしましたので、参議院の方でもよろしく御審議をお願いしたい、こういう會議録になつておるわけですよ、委員各位の。そこで、政府は原案を提案しておきながら、答弁について、政府は原案を提案して削除されたものとして、いゝゆるる提案に熱心な、政府原案に熱心な答弁をされてないのは何事かと私は伺つてゐるわけですよ。

○政府委員(山岡一男君) 衆議院におきます修正の形態を踏まえて、のみ込んで答弁をしておりましたので、その点非常に申しわけなかつたと思ひます。

○委員長(竹田四郎君) 速記をとめて。
(速記中止)

○委員長(竹田四郎君) 速記を始めて。

○二宮文造君 いま助け船が出たわけですよ。質問者は、削除されたという状態でそれを踏まえて質問をしてゐるから、その質問者の趣旨に沿つて政府は答弁をしたと、こういうふうには答えなさいと助け船が出たわけですよ。

○政府委員(山岡一男君) 御質問の内容に應じてまして御答弁申し上げた次第でございます。

○二宮文造君 ですが、私は今度は当委員会の取り扱ひ方が、いまの政府の姿勢で、政府が提案をしてゐる原案はこれでございますといふことから当委員会の取り扱ひは始まらなければならぬと思ふのです、われわれとしては、そこで、そ

う私は削除された理由といふもの、あるいは修正された理由といふものについても、いろいろお伺いをしたいといふので、私の立場をまず鮮明にしたいといふことでは、二、三のやりとりをやつたわけですが、そこでお伺いをしたい。

政府提案の改正案の二つの柱の一つでありました、いゝゆるる既存の特殊建築物に対する避難施設の設置、これを義務づけるといふいゝゆるる適及適用ですね。これについて建設省が現に予定している適用項目並びにその実態を概略御説明をお願いいたします。

○政府委員(山岡一男君) この法律では適及適用の範囲を避難施設、防火区画、非常用の照明装置及び非常用の進入口の四項目といひましております。さらに、その細目については政令で定めるところとなつております。政令で定める場合には、建築物利用者の安全を避難を確保するために絶対不可欠な施設に関する規定に限定するといふことになつてゐると思つております。特殊建築物につきましては、特別避難階段、堅穴区画、非常用の照明装置及び非常用の進入口、地下街につきましては、地下道の内装制限、階段への歩行距離、末端の階段幅、排煙設備及び非常用の照明装置、並びに店舗と地下道との防火区画を定めたいと考えております。これらの項目を適及適用をした場合に改修する必要が多い事項は、特殊建築物にありましては堅穴区画及び非常用の照明装置、地下街にありましては地下道の排煙設備、非常用の照明装置及び店舗と地下道との防火区画が該当すると考えております。

○二宮文造君 そういういま述べられたような項目で、その対象になる建築物の数、これはおおむねどれぐらいとつかんでおられますか、用途別にお伺ひしたい。

○政府委員(山岡一男君) 適及適用の対策となりまして建築物の用途別の数でございますが、地方公共団体に依頼して取りまとめたところによりまして、百貨店が約三百六十棟、スーパーが約五百三十棟、大規模物販が約二百八十棟、地下街が

約五十、旅館が約二百二十棟、ホテルが約三百六十棟、病院が約二百五十棟、複合用途の建築物が約二百十棟、合計二千二百棟といふふうに踏んでおります。

○二宮文造君 いま伺つた、いゝゆるる対象建築物の棟数、建築物の棟数ですね、それをそれぞれ用途別にいただいた資料でパーセントをはじいてみますと、総数に対して百貨店の場合は約七割、それからスーパーの場合は二割五分、二五%、その他の大規模物販が約五分、販売業の建築物が五九%、それから約六〇%、それから旅館の場合は〇・三%、ホテルの場合は約五〇%、病院の場合は三・一%、複合用途の建築物が〇・五%。そうしますと、要するにこの適及適用といふことで当面対象になるものといへば、百貨店それから大規模の物品販売業のもの、さらには地下街が抜けました、地下街が八二・八%。こういう、あるいはホテルの五割といふところが問題の対象になり、またそういうところに火災等の場合の危険がきわめて憂慮されるということで政府は提案をされ、今日まで審議を求められてきたんだらうと私は理解するわけですよ。

そこでもう一つ、この点お伺ひしたいんですが、これもすでにお話がありましたけれども、消防庁に来ていただいておられますので御発言を願ひたいんですが、建築基準法令の防火避難規定の強化につきまして、建設省に消防庁として要望をしたことがあると思ひますけれども、その内容はどうかでございますか、これをお伺ひしたい。

○政府委員(田中和夫君) 昭和四十七年の五月に千日デパートの火災がございまして、そういうふうなことで、不特定多数の者が利用します施設について、たくさんの方の死傷者を伴う火災が発生するといふようなことが人命安全対策の推進上からはなほだよろしくないといふことで、

(委員長退席、理事沢田政治君着席)
四十八年の九月に建設省に對しまして、防火区画あるいは避難施設等に関する規定を既存の建築物についても適用してほしい、あるいはキャバレー、

パー等に関する規定を強化してほしいという安全対策についての必要だと思われれます事項についての建築基準法令の改正方の要望をいたしております。

○二宮文造君 まず、順序どおりにお願いしようか。

ところで、きょうは梶山政務次官の特に御出席をお願いしているわけですが、政務次官は当時衆議院の建設委員会の自民党の理事ないしは同委員会の建築防災対策小委員会の小委員長でもあられた。今回の衆議院段階での審議の経過にはきわめて詳しいという立場で何をいたしたいわけであり、もう申すまでもなく四十七年五月の大阪の千日デパートの火災、あるいは四十八年三月の済生会病院の火災、さらには同年十一月の熊本大洋デパートの火災、こういったものの経験を通じまして得た最大の教訓として、いわゆる適度適用、これはもうどうしても必要だということであつたと思ふんですが、そういう数次にわたる火災、それから得た教訓、そしてそれに基づいて提案をされ、審議をされて、衆議院における修正案の議決という、こういう経過をたどったわけですが、まず、いま私三つほど例を述べましたが、その教訓に基づいて消防庁等の要請もあつた、で、適度適用の問題が出てきたという、この教訓を政務次官としてはどのように受け取っておられたか、これをお伺いしたい。

○政府委員(梶山静六君) 確かに数次にわたる火災で、こういう火災が起きますと、人命に、大きな死傷者を出すということは教訓で明らかであります。そういう中で、世論の高まりとともに今回の建築基準法が提案をされたという経緯は私もよく承知をいたしております。ただ、この適度適用の削除について、率直に申しますと、やはり人命尊重という大前提に立てば、当然相当厳しいものでもやるべきであるという前提に立つてこの法案の審議を行ったわけであり、一面、一つはこの法律案が完全に施行されるに当たっては、

特に施設を持つ側、この間に多大な費用の負担をかけることは当然であります。そういう中で、過大ではないかと一つ一つの意見。

(理事沢田政治君退席、委員長着席)

それからもう一つは、煙感知器やあるいは連動のシャッター等いまだに技術的に解明をされない部分が幾つかある。そういう中で、長い二年余にわたる審議を重ねたわけであり、にわかには結論を出しがたい。そういう中から、日影その他の問題、これに関係のない部門をそれと同時に並行的に延ばしておくことはどうかということもありまして、大変遅くなりましたけれども、この際問題点を一部保留をして、早急に、早い段階でむしろその結論を出したい。それ以外の分野についてはむしろ遅きに失したけれども、早く日影その他の問題の処理をするということ、分割をしましたというか、削除をいたしまして、衆議院の建設委員会に小委員会をつくって、さらに精力的にその問題を詰めようということであつたわけであります。

○二宮文造君 政務次官も御存じのように、いま消防庁からお話がありましたように、既存の建築物にスプリンクラーなどの消防用設備の設置を義務づけることになりました。消防法の改正、これが四十九年の六月の一日に公布されたことは御承知のとおりです。また、その後の経過については、先般来余り進んでないというふうな実態の報告があつたことも御承知のとおりであります。

ところで、このいわゆる適度適用の対象になる建築物と消防法の改正による設備の設置、これを義務づけられる建物と、大体対象が似ている、こういう見なきやならぬと思ひます。そうしますと、進まない、いわゆる消防法の改正に基づいて設備をしないやならぬものがいまだ十分に進んでないというところは、むしろこの際は消防用設備等の設置とあわせて防火避難施設に関する改修工事を行うことが、経費の点からも経済的かつ効果的だというふうな、むしろ消防法の改正の内容、防火避難というものを加味した方が対象建築物を持つ

ている所有者にとつては踏ん切りがつくし、結果としてそれが人命救助というふうな問題にもつながってくるんじゃないかと思ふんですが、この点どうでしょう。

○政府委員(梶山静六君) 確かに消防法の改正によるスプリンクラーその他の設置義務等の施設と、それから建築基準法のいわば適度適用部門、これが同時並行的に行われることは、受ける側としては一体化をされるわけであり、受ける側としてはその方が望ましいことは、技術上は、あるいは経費の上からは明らかだと思ひます。ただ、先ほど述べましたように、やはり技術上の説明、それから過重負担ではないかという懸念、この二つを考へてみますと、確かに分割をすることによる弊害もあり、確かに、合意をなかなか見ることができなかったという経緯があるわけであります。

○二宮文造君 衆議院における審議の経過を若干私も資料でいただいてあるわけであり、七十六国会の五十一年十月二十九日ですか、それと七十七国会の五十一年五月十九日の二度にわたつて、衆議院では理事懇談会の席上、関係業界、たとえば日本百貨店協会とか日本チェーンストア協会とか日本ショッピングセンター協会とか、あるいは全国地下商店会連合会の代表からそれぞれ陳情を聴取されたようであり、そこいらを概略的にその陳情の中身を御説明いただけませんか。

○政府委員(梶山静六君) 衆議院の建設委員会では、理事懇談会の席上、御指摘のとおり二回にわたつて関係業界からの陳情の聴取が行われたことは事実であります。

陳情の概要は、特殊建築物や地下街の防災対策は重要な問題であるが、何分改修工事には多大の費用を要するものである以上、その制限内容等については、技術的に見て問題点がなく、国民側の納得が得られるものでなければならぬ。それから建築基準法の改正案により改修工事が義務づけられる防火避難施設については、スプリンクラー

との関係や煙感知器の非火災報火災が起これなくともベルが鳴ってしまう等、幾つかの問題点がございますので、この問題点が解明されるまでは改正法案中の適度適用に関する措置はその成立を見送りたいというふうな趣旨の陳情がなされたわけでありました。

○二宮文造君 同時に、建築物の安全性とか、あるいは防災を促進しまして利用者等の人命の安全を確保するという観点から、適度適用の規定の制定を早くしてもらいたいという立場で全国市長会とか、あるいは全国建築審査会協議会とか、あるいは日本建築士会連合会、さらには十大都市建築・住宅主管者会議、さらには日本特殊建築安全センター、こういうところから早期成立の要望が出されていたと思うんですが、そこいらの意見の聴取というものは衆議院ではなすつたんでしようか。

○政府委員(梶山静六君) 参考人の意見聴取が一度ですが、それから現地視察その他に数度出ておりまして、その辺の状況はよく承知をいたしております。

○二宮文造君 それがちょっと、一方そういう建物、いわゆる適度適用を受ける業界側の陳情は二回にわたつて理事懇談で丁寧に聴取をされた。それからまた一方は、いろいろの部面から要望が出されてはいたけれども、それらの意見が余り理事懇談会とか、そういう一つのセツトされた場所では聴取がされてないんじゃないかといわゆる億測をする部面もあるというところは、次官も御存じのとおりだろうと思うわけですが、結局、適度適用の規定の全面的な削除によりまして、既存の特殊建築物についてやっぱり問題が残つたわけですから、その問題が残つた。それがまた先日のやりとりによりまして、特別立法ということでカバーをしたいというふうなお話でありますけれども、現時点としては確かにその危険性を解決する方向は示されてないわけですね。そういう点を修正案の提案者としての政務次官は、現在どういうふうにお考へになりますか。

○政府委員(梶山静六君) 提案者としての自民

ります。範圍では、消防法に基づき消防用設備を配置する工事にあわせて建築基準法第十条に基づき防火避難施設の工事を実施するものについては、資を行つていこうではないかと、これは全体の

た新聞報道等で私も承知しているその日照を奪われた被害者の切々たる叫びは、いろいろな言われ方しておりますけれども、たとえば、家の中にいるといらうする、テレビできくはよいお天気などとせりふを聞くと、何とも言えない情けない気持ちになるとか、あるいは、昼間の部屋の電気の光がたまらなくいやになる、あるいは、ひなたや日だまりが無性に恋しい、こういうように言っている人がいるかと思ひますと、外から部屋に入るときは冷蔵庫の中に入るような感じだ、押し入れや食器だなどは冬でもカビが粉をふいたようになっている、さらにはまた、一年のうち半分以上も家族のだれか必ずかぜを引く、あるいは騒音が目の前のマンションの壁に反響してうるさい、布団も干せなくなり、マンション居住者の布団のたたく音を聞くと腹がたつ、こういう切々たる訴えがあるわけです。まだありますよ。家じゅう互いに口もきかなくなった、物を言えば言い合ひになる、不愉快だ、不健康、血圧も上がった、こういう人もいます。あるいは、毎日が穴蔵の生活で寒い、その寒さは冬の寒さとは全く異質な感じだ、さらには冷え症が高じて流産してしまった、こういうふうな日照を奪われた人たちの叫びがあるわけです。

大臣はこうした被害者の生の声、これをどのようにに受けとめておられるか。結論からいって、なすりつけて大変恐縮なんですけれども、ここまで日照被害を拡大してしまったという行政の責任はやはり建設行政の貧困にあったと、こう指摘する者もおりますけれども、この点、大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(中馬辰猪君) これは建設行政の貧困というのではなくて、高度経済成長で猛烈に突っ走ったということで、社会全体の無理があったと、こう考えております。

○二宮文造君 その言わんとすることはわかりますけれども、やはり私は、大臣も自分の持ち場を守るお気持ちばかりですけれども、そのために私はそういう被害者の声を時間をいただいて並べた

わけです。ですから、不備にあった、建設行政のやつぱり貧困にあったというふうな反省とか理解とか、そこに責任が出るのかなんとか賠償が出るとかいうことじゃなくて、やつぱりそういう人たちにこたえるべき大臣の姿勢というのはいささか私にはよろしいんじゃないか。高度経済成長政策がこうなりました、じゃ、それを進めた政権担当の政党はどこだ、こういうような議論になってくるわけです。この点いかがでしょう。

○国務大臣(中馬辰猪君) 物には両面がありまして、高度経済で雇用政策も増大されたし給与も上がったし、いい点も確かにあったわけです。しかし、そのために行き過ぎた点がありましたから、こういう住宅その他の弊害も出てきた、こう考えております。それをいまからどういうふうにして是正していくかというのが私どもの大きな責任であらうというふうに考えております。

○二宮文造君 大臣が言わんとする、それらの被害者の方々は非常にかわいそうだ、気の毒だ、だからこれからの建設行政でそれをカバーしていく、こういうお言葉、口の中で声なき声としてあった、こういうふうには私は理解します。

それで、日照という権利について学界でも種々論議があることは承知のとおりであります。たとえば憲法第二十九条の財産権を主たる論拠とする物権的な請求権説、あるいは憲法第十三条、第二十五条などを論拠とします人格権的な請求権説、その他多くの学説があると聞いております。私も余りよくわかりません。しかし、建設省としては今回のその改正に当たりまして、この日照という権利の性格をどのようにとらえて法改正を提案をされたか、これを伺いたい。

○政府委員(山岡一男君) 国民の皆さんが良好な居住環境のもとで生活することができるよう各種の施策を講ずるということは、われわれに課された重大な責任であると思っております。そのために日照の確保もまたきわめて重要な問題であると考えてまして、日照の問題の勉強を始めております。ところで、いわゆる日照権につきましては、

いま先生もおっしゃいましたように学界等におきましても種々の論議がなされております。それで、その概念は必ずしもまだ明確なものになっておりません。日照権の確立は、われわれといたしましては、今後の判例の積み重ねによって、相隣権的なものとして内容が積み重ねられていくものだと、いうふうに思っております。したがって、今回の改正案も市街地におきます日照の確保及び健全な市街地を形成するためのルールの確立ということが現下の急務であるということから、公法的規制によってこれに対処しようということでございまして、いわゆる日照権というものがこういうものだと、したがって、これはこういう前提であるからこういうふうにするんだというふうな、日照権の存在を前提として今回の案を提案したというものではございません。

○二宮文造君 先ほどの同僚沢田委員の質問で、日照の問題に対処するための地方公共団体で条例あるいは指導要綱、こういうものを制定をしていく。その云々のことについては先ほどやりとりがございましたので、それを受けまして、たとえばこの改正案が成立した場合に、いま制定されております条例とか指導要綱の取り扱いが一体どうなるのか。また、改正案に抵触する点が出てくるとすれば、どういう点が抵触することになるんだらうか。この点をお伺いしたいと思ふんです。

○政府委員(山岡一男君) 本改正案は、日照につきまして、建築する側も、その影響を受ける住民の側も、両方を考えまして、社会的な合意を得られる健全なルールを定めていただくという趣旨のものでございます。これによりまして日影規制につきまして法律上の根拠ができることとなりますので、日照保護のための条例はそれと重なる限り当然その有効性を失うということになると思ひます。また、要綱についてもその存在理由がなくなりまして、日照に関する限りはこれを存置する必要はなくなるものだとわれわれは考えております。改正案の施行により問題となるものとして

は、たとえて申しますと、一応の基準が今度法案で決まりますのに、さらに住民同意制等を採用するかどうかと、商業地域や工業地域内にある建築物について規制しているものがあるが、これをどう考えるか等の問題がございます。これらの規制内容について考えてみますと、いわゆる建築確認を、これに従わなければ建築確認を行わないというふうな法的な手続とリンクをするようなものがあります場合には、これはやつぱりどうも適当でないと考えますけれども、建築確認とリンクをしないであくまで行政指導の範囲内で行っているというものであれば、それを直ちに違法と言えないというふうにならねばならぬと、これはどうなんでしょうか。

○二宮文造君 いま局長が言われた条例とか指導要綱の中で住民同意制、これを盛り込んでいるところがあるわけですが、改正案にはそれはないわけですね。そうすると、これはどうなんでしょうか。

○政府委員(山岡一男君) 今回はあくまで社会的合意を得る公法的な規制ということでルールづくりをするということでございます。したがって、公法上のルールが確立されますと、そういうものの場合に、やはり住民同意というふうなことはなじまないんじゃないかということで、削除いたします。また、法案の中に入れていないものでございまして、

○二宮文造君 だから、その条例等ではそうなっている、指導要綱ではそうなっている、改正案ではなじまないというので、それが入っていない。すると、この場合はむしろ条例の方が先行して入ってまじやないか。だと、本法の方には入ってまじやないか。すると、この条例と本法との力の関係というのはどうなりますか。

○政府委員(山岡一男君) わが国の憲法では財産権を保障するとともに、その内容は公共の福祉に適合するように法律で定めると書いてございまして、同時に、地方自治法の中にも、地方公共団体が条例を制定できるものにつきまして列挙いた

しておりますが、その中にも建築物の制限をする場合、それからいろいろな費用の負担を求める場合等につきましては、法律の定めるところにより条例を定めることができるというふうになっております。今回は公法的ルールを住居系の地域のところに置きましては確立するわけでございまして、法律が優先するというふうに考えるわけでございまして。

○二宮文造君 そこにもまた、あれですね、地方公共団体は条例をあれして、それに基づいて住民がいわゆる日照権を確保したいということとでその条例の制定を望んだ、で、採択をされた。それが今度は本法に入っていないということで、せっかくの住民の意思がここで葬り去られるわけですね。たとえば今度は建築計画の事前公開とか、事前説明とか、事前協議とか、そういうものを義務づけている条例、指導要綱というのがあるように聞いておりますけれども、これらもやはり同じように、この住民同意制というのと同じ範疇で処理されてしまいますか。要するに、法の中には盛り込まれていないから、法律が優先するという立場で効力がなくなってしまうと、こういうふうになりますか。

○政府委員(山岡一男君) 先ほど申し上げましたように、そういうふうな条例もしくは要綱で定めておりますものが、それがなければ確認をしない、許可をしないというふうな法的行為と連動するのであればどうも問題だと考えておるわけでございまして。特にただいまの事前公開制等につきましては、建築基準法でもすでに確認の申請書に関する図書の閲覧の規定がございまして、工事現場における確認の表示、設計図書の備えつけの義務に関する規定等がございまして、そういうもので当分の間皆さん方がそういうことに対しての周知徹底が図れるとわれわれは現在考えておるわけでございまして、本改正案によりまして関係住民の日照の保護を目的とした社会的な合意が得られるということとでございまして、客観的な基準によって建築行為が規制され、合理的かつ妥当な財産権

の行使が担保されるということが必要だと思えますので、これらの現行法の措置のほかに、さらに御指摘のような措置を法律上求める必要はないという判断をしたわけでございまして。ただ、建築計画の内容等をめぐる事前の関係住民と建築主等との接触は今後も、現地で行っておりますように、社会的な儀礼的な説明会、こあいさつ等は行われることは今後もあり得るというふうに考えておる次第でございまして。

○二宮文造君 専門家の局長が、用意された答弁要旨を流暢に御発言されますと、私もちよっと聞いていてよくわからないですよ。もう少し抑揚をつけて答弁してください、わかるようにですね。ただ答えはいいと、朗読すればいいというのでなくして、質問者にわかるように、ひとつ納得のいくような御説明をもう一遍していただけないか。

○政府委員(山岡一男君) まあ建築基準法の中には、すでにそういうふうな住民の皆さんに対する事前公開のものについては規定がすでにあると考えておるわけでございまして。したがって、今度公法的ルールを決めたときに、さらにこれを追加することは意味がないと考えた次第でございまして。

○二宮文造君 それじゃ事前公開とか、後段に言いましたこの問題については、指導要綱とか条例で救済ができる。いわゆる……首振られると困るのです。先にやられると、あと言葉を継げなくなるから……。事前公開とか、事前説明とか、事前協議とか、こういうものを要綱とか条例の中に入れていても、結局やっぱり前の住民同意制と同じ取り扱いになると、こういうことですか。

○政府委員(山岡一男君) だから、それをやっているだけでは確認してやらないぞ、許可しないぞというふうな法的制度とのリンクがある場合は問題だと申し上げておるわけでございまして。

○二宮文造君 ですから、お話を伺っていて、要するに、なぜ指導要綱とか、地方公共団体のですよ、指導要綱とか条例とかいうものがなぜ出て

きたかと。これはやっぱり既存の法律に欠陥や、いわば時宜に適しないというふうなものがあるために、地方公共団体はそれを補助するものと、こういうものとして生まれたもので、まあいわば現在の社会に生まれてきた矛盾ですね。それを何とか解決しようという姿勢が条例とか指導要綱という形になってきたと私理解するんです。したがって、その条例とか指導要綱が生きた法としてですね、町づくりを果たした役割りというのはいささか大きなことかと。しかもその住民同意制や事前公開や事前説明、事前協議、これはもうすでに慣習法として大体定着しているように私は理解します。そういうことで、やはりこれらのことぐらいは改正案の中に盛り込むべきではなかっただろうか、こう思うんですが、大臣、この点はどうでしょう、答弁になじみませんか。

○政府委員(山岡一男君) 地方公共団体の条例とか要綱が、国の方がまだ法が定めないとという間に、その空白を埋めるものとして役割りを果たしたことは十分に評価できるとわれわれは思っております。しかし、今回こういうふうな町づくりのルールを決めるわけでございまして、その範囲においてやはり眠るという部分があっても仕方ないかと考えております。それから、おっしゃいましたように、方々にそういうものがございまして、けれども、内容を見ますと著しくバラエティーがございまして。まだまだ慣習法として確立されているところまでいっていないんじゃないかというものがわれわれの考えでございまして。

○二宮文造君 いや、私はやっぱりそういうふうな理解を持って臨むべきではないだろうか、こう思います。

それで、ところでこの改正案が公布された場合ですね、現在裁判所で係争中の日照紛争、これは一体どういう影響が予想されますか。特に建築工事の差し止め請求を求めている事案について悪影響が出ると、こういうふうな意見もあるようなんです、建設省はどう考えますか。

○政府委員(山岡一男君) 今回の日照規制の基

準につきましては、公法上の規制基準としてルールを決めるものでございまして。したがって、直接に私人の間の日照紛争に關します裁判上の規範を成立しようというふうな目的を持ったものではないと。しかしながら、この基準がまあ住宅地におきます日照享受の実態を前提に考えたルールであるということからいたしまして、特に社会的な合意が得られるということで、法案として定められることになると、やはり司法的な解決に關しまして重要な判断資料の一つになるということとは十分予測されるところでございまして。日照——先生はおさらいでございまして、日照規制の基準がまあ司法的な解決に關しまして判断資料の一つにされるというふうなわれわれは思っております。私法上の個々の権利の衝突を調整するための私法規範とは異なりまして、それはやはり裁判所におきまして、個々具体のケースで十分判断をされていくだろうというふうに思っております。

○二宮文造君 先ほど沢田委員の御質疑の中にも、いわゆる住居系地域、それと商業地域とか工業地域を除外していると、こういうことについて云々の問題がございましたけれども、この数年の日照阻害の原因となりました建築物の敷地の用途別の判例の結果というのはどうなっておりますか。

○政府委員(山岡一男君) 一種住専におきまして六件、二種住専におきまして十一件、住居地域が二十八件、近隣商業が七件、商業地域が二十一件、準工業が二件、それから無指定地域が三件、計七十八件というものが最近の判例の出ました分析でございまして。

○二宮文造君 いまもその数字が示しておりますけれども、日本の住居とそれから商店、あるいは住宅と中小工場、これが混合密集しているという都市の現状を考えましたときに、やはりこの商業地域だとかあるいは工業地域、こういうものに法

的な保護を一切与えない、こういうやり方は先ほども商業地域で二十二件という御報告がございましたけれども、その判例の結果に抵触するばかりでなくて、地方公共団体が独自で制定した条例や要綱よりも後退をする、こういうことになりやしないかと思うのですが、この点はどうでしょう。

○政府委員(山岡一男君) 先ほど申し上げました判例結果の中でも、全体のうちで今回規定の対象としたところは、一種住専、二種住専、それから住居、近隣商業、準工業等につきましては判例が五十四でございまして、全体の約七割を占めております。それ以外のところにも確かに判例があるわけでございまして、けさほど来申し上げましたとおり、今回は住居系の住居の安寧を維持すべきところとして定められました地域におきまして、その他の地域につきましては、やはり当分の間は、そういうふうなものによりまして地方公共団体の行政指導並びに裁判所の判例等の確立を待っていきたいというのが現在の姿勢でござい

ます。

○二宮文造君 では、具体的にちよつと伺いますけれども、その商業地域あるいは工業地域内の建築物によつて、いいですか、商業地域または工業地域内の建築物によつて住居系の地域、近隣商業地域あるいは準工業地域に影を落とす場合です、これはその場合の規制はどうなりますか。

○政府委員(山岡一男君) いまお話ししたの線につきましましては、提出いたしております法案の五十六條の二第四項というところに決めておりまして、「対象区域外にある高さが十メートルを超える建築物で、冬至日において、対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象区域内にある建築物とみなして、第一項の規定を適用する。」ということをお定めしております。

○二宮文造君 先ほど来の答弁で一番よくわかった答弁でございます。

ちよつとここで関連して、その用途地域の指定外の問題についてお伺いしたいのです。時間もあ

りませんので、通告してございますから前段の説明をやめにしまして、先ごろ宇都宮地裁で、住居地域から準工業地域への指定がえをめぐりまして、全国で初めて用途地域の指定取り消しの判決が宇都宮地裁から出ました。この訴訟の経過とか、あるいは原告住民の主張、あるいは被告である県の主張、さらにその後の経過、時間もありませんから簡潔にこの経過を御報告願いたい。

○政府委員(中村清君) お答え申し上げます。

経過でございますが、まず当該地域につきましては、昭和四十一年の三月三十一日に旧都市計画法によりまして住居地域として指定をされております。それから四十八年の一月五日に当該地域を今度は準工業地域に指定がえをしております。その指定がえに不服があるということで、四十八年の四月四日に用途地域の指定処分取り消し訴訟が起こされました。五十年の十月十四日に宇都宮地裁で判決がございまして、準工業地域への指定がえの処分を取り消すという判決が出ております。十四日にそういう判決がございまして、十月の二十三日に被告の栃木県知事から控訴を提起いたしまして現在に至っております。

経過はそういうことでございますが、少し長くなりますが、お時間をちょうだいしまして……

○二宮文造君 よろしいです。

○政府委員(中村清君) 原告の主張と、それから被告の主張の要旨を申し上げたいと思います。

まず原告、これは地元住民の方でございまして、主張は大体三点ございまして、

第一点は、本件地域はもっぱらいままで住宅地として発展してきた。したがって、準工業地域としてよりはむしろ住居系の地域として指定がされるべき地域であるということでございまして、第二点は、旧都市計画法による住居地域の指定によりまして原告の方々が良好な住環境を享受しておつたと、にもかかわらず、本件の指定によつて生活環境の破壊が差し迫つたものになった。これが第一点でございます。第三点は、被告の栃木県知事、これは恣意的に本件の都市計画決定をしたとい

ことで、裁量権の範囲を超えている、あるいは裁量権の乱用があったと言ふべきであつて、したがつて本件指定は違法な行政処分であるというのが原告の主張でございます。

次に、被告栃木県知事の主張でございますが、大体三点でございます。

第一点は、本件指定は一般処分であつて抗告訴訟の対象にはならないと。それから第二点でございまして、住環境の破壊は将来の可能性にすぎない。さらに、本件指定の取り消しによりましてこの地域は無指定地域になると。いわゆる用途地域が何もなくならない地域になってしまう。そういうことで現在よりも不利な状態になると。このことから原告らは訴えの利益を有しない、当事者適格を欠いておるといのが第二点でございます。それから第三点といたしましては、本件地域が宅地化をしておるといことはこれは認めます。しかしながら、栃木県知事としては、東北自動車道の栃木インターが近くにできたということから、インター周辺の土地利用を考えまして準工業地域として指定をしたといものでございまして、決して恣意的にしたものではない。なお、栃木市に対して——これは栃木市の問題でござい

ますが、栃木市に対して特別業務地区をあわせて指定することによりまして合理的な土地利用を図るよう指導しておりましたが、たまたま訴訟が起つたといことで、しばらくそういうことを見合わせておると。以上の三点を主張いたしまして、第一義的には請求の却下、それから予備的に請求の棄却の判決を求めるとい主張をしたわけでござい

ますが、先ほど申し上げましたように、十月の十四日に第一審の判決がございまして、住居地域から準工業地域への指定の処分を取り消すという判決が出まして、それについて栃木県知事が控訴をしたとい次第でござい

ます。

○二宮文造君 それでは建設省は、これは私の言うのは時間がないから言い方がきついかもわかりませんが、言ひ方がきついかもわかりませんが、結論するとこういうことになるんじゃないかというの

で私取りまとめ申しますが、住民の訴えがまかり通つては今後の都市計画に影響が甚大だ、こういうふうなことで、地域の環境を保全しようとする住民と真正面から対決して、県を全面支援している、こういうふうな私耳にはさんでいるんですが、こういう建設省の姿勢ですか。

○政府委員(中村清君) 先ほど申し上げましたように、本件の第一審判決の趣旨につきましては、実は用途地域に關します都市計画の設定の方法について私どもの基本的考え方がございまして、第一審の判決は実はそれと必ずしも相入れない。したがつて、この状態をそのまま放置いたしますと、今後都市計画行政を進める上で支障が出てくるんじゃないか、こういう懸念がござい

ますので、控訴に及んだ次第でござい

なお、本件の場合に、地元の方が周囲の環境が悪くなるというふうなお話がございましたので、これにつきましては先ほどの御答弁でもお答えをいたしましたが、当初の方針としの三月一日に、準工業地域、これが基本的な用途でござい

ますが、その上に重ねまして特別業務地区の指定をしました。業務地区の内容につきましては、特別業務地区条例という条例を制定いたしまして、この条例の中身で、工場とかそういうものは近くに建たないとか、あるいはパーとかキャバレーとか風俗営業的なものは近くに建たないということによつて住環境を保全すると、こういった措置を講じておる次第でござい

ます。

○二宮文造君 これはもつと根が深いんです。要するに、本件の問題になつて居る地域は御承知のように県道栃木—藤岡線のバイパスがついたわけ

です、バイパスがついた。そしてバイパスがつき、それまでは、そのバイパスの用地の買収のときには、県の姿勢としては住居地域に指定しますと、将来、こういうふうにいわれるその地域の環境というものをよく了解した上で用地買収をやつて

るわけですね。そして四十八年の一月に都市計画を決定してやつたわけですね。用途地域を準工業地域にしたわけですが、四十六年に市内にある、

ある自動車会社が工場を設置しようとした。いいですか。しかもそれはバイパスのルートに、どういふふうな情報をつかんでそこに建てようとしたのかどうか、とにかくバイパスができたその道端に工場を設置しようとした。まあきわめてタイミングのいい工場設置を考えたようです。で、何か聞いたところによると、その方はもと公職にあった方だそうですが、代表者の方がですね、その建設計画をしたわけですね。で、地元の住民が、住居地域で工場の建設は認められない、こういうふうな地元でやったものですか、県知事が工場建設を特別許可した。こういう経緯があるわけですね。四十六年十二月。それで、四十七年の一月にその自動車会社は、修理工場は、工場の建築確認申請を出した。ところが、こういう訴訟とかなんとかという問題になってまいりました。それで結局いふところは、四十八年の五月に住民が工場の建築確認の取り消しの審査請求申し立てをしましたので、四十八年十二月にその自動車修理工場は確認申請を取り下げて工場計画を中止して今日に及んでおります。こういうところから恣意的にやつたのではないかと一うふうな議論も出たのではないかと私は仄聞するわけですが、その計画案が縦覧された後、要するに都市計画の案が住民の縦覧に供せられた後、住民の方から提出された意見書が百二十通、うち九十六通は準工業地域への指定がえに反対であると。しかも県も市もちゃんとした説得もしなかった、審議会も形だけで地元も見えない、書類と図面だけで決めてしまった、こういうふうなこの手続の経過があったと聞いております。

こういうふうな、いわゆる環境が住民側から言わせまうと破壊されるおそれがあると、こういう心配を持って住民の意向を全く無視したやり方はちょっと私も理解できないんですが、その県の立場を建設省が全面的に支援する。その後の訴訟の、裁判の対応の姿勢を見ますと、全面的に支援しているようなくつこうに私は承知するわけですが、そういう態度を建設省がおとりになる

ことはよろしくないと思うんですが、この点どうでしょうか。そういう経過も踏まえ、裁判の判決も踏まえ、住民の気持ちも踏まえて、なおかつ県の立場を支持されませんか。

○政府委員(中村清君) 都市計画の決定あるいは変更につきましては、できるだけ地元の住民の皆さん方の意見を尊重してつくるようにということで、計画法上いろいろな手続がございます。本件の場合、先ほど御指摘がございました審議会でも十分審議がされたかたんにやないかというお話もございましたが、本件につきましては栃木県知事が控訴した理由につきましては先ほど申し上げたような事情でございます。

そこで、いま審議会のお話が出ましたが、住民の方々から約百二十通ほどの意見書が出てまいりまして、そのうち九十六通ほどが準工業の指定についての反対であるというふうな御意見であったといふことも承っております。都市計画の決定につきましては当然都市計画地方審議会にかけなければいけません。審議会にかけます際に、出てまいりました意見書の要旨ももちろん審議会にかけ、こういう御意見が出ておりますというところで話を申し上げて、その上で準工業地域の指定をしたというふうな私どもは承っております。第一審判決の趣旨が必ずしも用途地域の設定に関する都市計画についての基本的考え方とは相入れないものがございますので、私どもとしては、栃木県知事——これは都市計画行政全般の今後の進展にも絡む問題でございますので、控訴審でできるだけわれわれの主張が理解を得られるように努めたいというふうな考えております。

○二宮文造君 大臣、私要望しておきますが、いわゆる手続的な問題として建設省側はこの問題をとらえているわけですか。私は、実態の上から住民の意向というものを無視できないではないか。しかもそういう住民が原告として訴訟を提起したその立場が、一番とは言いながら宇都宮の地裁で採択をされて、指定は取り消せと、こういうふう

うに判決が出ていますわけですから、手続云々とか何とか、そういうことをしたら指定の取り消しの要請があらちに出てくるというふうなことでなくて、問題の所在は、住民の意思を無視してこういうことが行われていたというところに重点を置いて、これはやはり建設省としても、住民の立場に立つた問題のとらえ方というものの一応側面を持ってよろしいのではないかと、こう思うのですが、この点大臣に要望して、改めて問題をもうひとつ調査を命じていただきたい、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中馬辰猪君) 建設省としては、一たん決めたから何が何でも耳を傾けないというのではなくて、十分調査した結果決めて、大体いける、理解が得られると、こう思っておったところが、裁判があったわけですね。一番でございまして、それから、しばらく様子を見てこの間方針をひとつ決めたいと、こういうふうな考えております。

○二宮文造君 それは大臣就任以前の問題なんです。就任以前からの経過なんです。建設省の。私は、この問題をとらえてみて、住民の立場というものに耳をかくすべきではないかと、こういうふうな気持ちが出てまいりました。従来経過は経過として、また大臣も就任されたわけですから、改めてこの問題はどうか、この問題の本質というものを大臣のお立場として調査をし、理解をして、住民の立場というものを耳をかくしていただく、そういう用意があるかどうかということをお願いいたします。

○国務大臣(中馬辰猪君) 行政というものは、法律と実態と両方マッチしないとうまくいかないことは当然であります。役所としては控訴審に持ち込んでいくわけですから、これはこれとして残しながら、中身については検討させていただきます。

○二宮文造君 それでは、本論に戻りますけれども、従来の公害相談室やあるいは課ですね、そういうものから独立をさせて、たとえば日照相談室——局長に言わすと日影規制相談室となりましようか、日照相談室や課、あるいは日照紛争等のあつ

せん機関を設けている地方公共団体がふえてきておりますけれども、こうした地方公共団体は現在のどのくらいありますか。

○政府委員(山岡一男君) 昭和五十一年の九月末現在でわれわれが承知いたしましたところでは、日照相談室等の建築物に係る環境阻害に関する窓口を持っている地方公共団体が三三ございまして、また、紛争調整委員等の日照紛争等に関するあつせん機関を設けております地方公共団体の数は四十八でございまして。

○二宮文造君 そこで、四十七年十月十一日の「日照問題に関する対策についての中間報告」によりまして、日照紛争等のあつせん等に関する措置について提言をしておりますが、なぜ今回の法改正に当たってこれを盛り込まなかったのか。提言がされたそれを今回の改正には盛り込まなかった理由、これをお伺いしたい。

○政府委員(山岡一男君) 今回の法改正が施行されました際にも日照に関する紛争が後を絶つというふうには考えておりません。しかしながら、その場合に発生しますと想定されます紛争は、本法によりまして日影規制基準に適合する建築物でなお起る紛争ということになります。建築基準法は、建築物の法律の最低限度の基準を定めるという法律でございますので、したがって、いま申し上げましたようにその基準以上の要求が起る場合もございまして。そういう場合のことまでを法律の中に取り入れることはこの際どうかと考えて一応は外してございまして。しかしながら、こういうふうな調停につきましては、先ほど御報告しましたとおり、地方公共団体でもそういうあつせんに努めておりますが、今後われわれはそういうことは必要だと思っておりますので、行政指導という面におきましては十分努めてまいりたいと思っております次第でございます。

○二宮文造君 おっしゃるとおり、こうした機関の設置は、日照紛争の解決をする上で非常に必要不可欠な機関だと、こういうふうな私どもも考えますし、またそのために必要とする経費について

は、これは当然地方交付税の基準財政需要額に従来の公費と分けて算入をするようにすべきだと思ふのですけれども、恐らく建設省はそういうことで方針を進めていかれるとは思ひますけれども、その点、大臣どうでしょうか。

○国務大臣(中馬辰猪君) こもつともな御要求でありますから、その方向で検討いたします。

○二宮文造君 自治省の方で、大変お待たせしましたが、今後の方針をちょっとお伺いしたいのです。

○説明員(今井実君) 先生御承知のとおり、普通交付税の考へ方は、全国の地方団体に共通する普遍的な事務をとらえまして、これに要する経費を基準財政需要額に算入していくというたてまえでございます。

ただいまの日照紛争処理委員会等のあつせん機関に要する経費でございますが、建設省のお調べによりますと、現在東京都の二十三区を含めまして四十八団体にすぎません。このうち普通交付税の交付を受けております団体が半分の二十四でございます。残りの二十四の団体は交付税の交付対象団体ではございません。したがって、交付税の措置の改善を図る場合にも、その影響を現実に受けますのはわずか二十四団体というふうなのが現実でございます。したがって、普通交付税の一般的な性格からしまして、いま直ちにこれを取り入れるというのがきわめて困難であらうかというふうなことを得ないと思ひます。

○二宮文造君 だから、現在のことにやなくて、そういう方向に出てくるわけですから、将来の方向としては当然検討しなければならぬ問題だろうと、その方針を伺つておられます。

○説明員(今井実君) 現状はいま申し上げたとおりでございますが、先生御指摘のとおり、将来これは好ましいことではないでしようけれども、紛争の発生件数等が増加し、この処理機関も法定されるというふうな時期にまいりますれば、当然これは交付税においても対応した措置をするというふうなことを思ひます。

○二宮文造君 そこで、次にちょっと具体的な問題で伺いたいのですが、公共機関による日照権買上げ補償基準についてお伺いしたいわけですが、実は五十一年二月二十三日の日付で、建設事務次官名で「公共施設の設置に起因する日影による生ずる損害等に係る費用負担について」、この趣旨を概略御説明いただきたい。

○政府委員(大富宏君) 先ほど来御議論になっております日照阻害の問題は、公共施設の設置に伴ひまして同じような現象が起きているわけでございます。一番重要なことは、公共施設の計画面からこれに対応するのが一番よろしいわけでございます。いますけれども、施設の立地上や日影の発生というものは避けがたいものがあるわけでございます。公共事業の用地取得、あるいはこれに伴ひますところの損失補償事務を円滑迅速に行うという趣旨で、先ほど述べられましたように、五十一年の二月二十三日に事務次官通達でその処理方針を定めて流したわけでございます。

その概要を言いますのは、公共施設の設置によりまして、住宅地等における住宅の居住者に一定の限度を超えまして日影による損害が生じたことを認められる場合におきまして、当該公共施設の工事完了の日から一年を経過した日までに申し出た当該居住者に対し、損害等を軽減するために必要暖房とかあるいは照明等の費用を起業者において負担することができるといふことを内容とするものでございます。

○二宮文造君 それでは、この通達を出しているのは建設省だけなんですが、他の省庁が所管するものにもこの通達というものは生きているものでしょうか。公共施設ということで「公共施設の設置に起因する」と、こういうふうな文句になっておられますが、出したのは建設事務次官ですけれども、他の省庁の所管するものにもこれは通達が生ずるのかどうか、この辺の理解はどうでしよう。

○政府委員(大富宏君) お答えいたします。

この通達は、先ほど述べましたように、建設省の事務次官が直轄の所管の公共事業に係る日照阻害の問題に関する処理方針として流したものでございまして、直接この通達を施行いたしたものは地方建設局及び沖縄、北海道の開発局でございますけれども、同時に都道府県及び公団、建設省所管の公団にもこの通達を送付いたしまして、扱いは右に準ずるようというのをいたしたわけでございますが、御指摘の他省庁という場合が問題でございますが、実はこういう公共事業の施行に關係する諸官庁が集まりまして、任意団体でございますけれども中央用地対策連絡協議会といふものをつくつてございます。ここで、この協議会の申し合わせをいたしまして、先ほど述べましたように、建設省の事務次官通達とほぼ同じような内容のものを総会申し合わせで五十一年の七月につくつておりますので、この建設省の事務次官通達を他省庁にそのまま適用になるわけにございませぬけれども、この連絡協議会の申し合わせによりまして他省庁でも同じようなことが実施されるものと思つております。

○二宮文造君 それはそうでなければ私はならぬと思つてわけですね。公共施設といふことでくくつておられますが、他の省庁も当然これを参照にしてやるべきだと私は思ひますが、ところこの通達で予定している「公共施設」といふのは何でしよう。

○政府委員(大富宏君) 道路、河川、こういった建設省の直轄の公共事業に係る施設でございます。二宮文造君 そうして、大体計算しますと、いろんな積算がありましようけれども、一戸当たりの平均補償額というのはおおむねどのくらいになりますか。

○政府委員(大富宏君) 当該物件がどこにあるかとか、あるいは自家用のものであるとか、借家であるとか借間であるとか、家族数によつていろいろ変わるわけでございますけれども、典型的なものとしたしまして、自家需要の居住の床面積が

三十平方メートルを有する標準世帯、四人でございしますが、四人の場合で、従前の日影の時間が四時間であつたものが、公共施設を設置したことによりましてこの日影の時間が二時間ふえた、こういう場合には約六十二万円と計算いたしております。

○二宮文造君 通達施行後の実績はどうなつていまいしょうか。また、今後この種の補償が予想されるというのはいくらありましようか。また、これは建設省だけでなく、国鉄の方からもこの件について同じ趣旨で御答弁をいただきたい。

○政府委員(大富宏君) この通達を出しまして以降適用いたしましたのは、建設省で四カ所、十一戸、補償総額にいたしまして七百八十万でございます。それから首都高速道路公団で一カ所、三十六戸、補償総額約一千八百八十万でございます。それから今後予想される物件でございまして、現在供用開始あるいは建設中のものにつきまして、公団まで合わせまして約五十カ所、約三千戸になるものと考えております。

○説明員(吉村恒君) 国鉄におきましては、この五十一年七月中央用地対策連絡協議会の決定以降、残念ながら今日まで実績がございません。現在早急に実施をすべく鉄道にきました規定の細部、それを検討をいたしております。現在素案の段階まで進んでおります。なるべく早く実施したいと思つております。

今後この種の施策の実施を予想をいたしております。主なものは、在来線の関係では総武線の小岩―船橋間、複々線高架化をやりました区間におきまして約六百戸、大阪地区で阪和線の高架化をやりました区間、鳳―東羽衣間で約二十戸、新幹線の関係では山陽新幹線の福山の市内、これは二重高架になっておりますが、この関係で約九十戸などがございします。至急今後進めるようにいたしたいと思ひます。

○二宮文造君 国鉄さんの方は、さつき建設省の説明によりまして、五十一年の二月の二十三日に建設事務次官の通達が出て、間髪を入れないで三

月の三日に中央用地対策連絡協議会、これで理事会で決定をされた。いまそのおたくの説明によりますと、五十一年の七月中央用地対策連絡協議会決定以降について、こういうふうに大分四カ月もずれておりますが、この点はどうなんですか、理事会と……

○説明員(吉村恒君) 五十一年三月にございましてのが連絡協議会の理事会でございまして、同年七月十二日総会がございまして、これで承認になりまして、事務的にはこの総会の承認をもちましてスタートというふうになると思ひますので、七月と申し上げました。

○二宮文造君 ですが、現在までにこれによって補償した実績はないと、その説明が残念ながらまだありません。こんな補償の問題を残念に思ひないで早く——せつかくの趣旨ですからね、ですから早くやらなければならぬと思ひます。しかもいまの御説明によりますと、それから以降まだ素案もできていないというふうなことで検討されていると言ひますが、いつごろから大体具体的にこういう現地との話に入る、いわゆる成案を得て入る見通しは一体いつですか。

○説明員(吉村恒君) 先ほども申し上げました総武線につきましては、明年三月には御説明に入れると思ひております。

○二宮文造君 それからもう一点、山陽新幹線の福山市内はいま九十戸という御説明がございまして、私が別途伺つたところによりますと、千戸にも及ぶではないだろうか、こういうふうな話も私耳にしておりますが、この新幹線の方面は一体いつごろ手をつけられ、話が始まるんではないか、その見通しを伺ひたいと思ひます。

○説明員(吉村恒君) いま先生のお話になりました千戸という数は、現在開業しております新幹線の全区间につきまして、私どもの構造物の日影の中を全部計算をいたしました概数でございまして、これがすべて紛争になつてゐるわけではないわけであつて、工事の実施中に何らかのほかの補償等を含めまして御納得をいただいてゐる

ところもあるわけにございまして。今後これらの処置、先ほど総武線の例を申し上げました。これと同じ時期に始めたいというところで進めております。

○二宮文造君 お聞き及びかどうかわかりませんが、私がお聞きしております香川県の高松市におきましても高徳線が高架になりました。もうこれは従来紛争を起してございまして、非常に幅が狭い、いわゆる民家との間隔が全くないわけですから、激しいところはもう三尺ですか、古い言葉でまことに恐縮ですが、一メートルぐらいしかないと、ろさもありまして、当然ここからこの問題の補償が出てくると思ひます。急遽お調べになつた方がよろしいんではないかと思ひます。

そこで、大臣、この通達によりますと、補償基準というのはいわば日照の被害を金銭補償しようというところでせつかくこまで出てきたわけですが、とにかくその家がある限り、あるいはまた公共施設がある限り、その被害の家は永久に日照を奪われるわけですね。そういうことからいいますと、いろいろ積算の仕方はあるんでしようけれども、六十万、七十万ということでは、永久の日照を奪われた者の立場あるいは国民の生活感覚、こういうものに照らしてちよつと私は低いのではないかと。積算の仕方をもう一つ上積みをするというふうな姿勢をとらなければならぬんじゃないかと思ひますが、この点どうですか。

○政府委員(大富宏君) この積算の根拠でございまして、日照阻害によります物理的な損害といふものをなるべく回復するといふ意味で、算定根拠といふものは暖房費とかあるいは照明費、乾燥費、それから諸経費、これの合計額といふのがその基礎になつてゐるわけにございまして、しかも大体ここに出ました、先ほど申し上げましたような標準世帯当たり六十万というふうな数字は、従来の民事の判例の結果ともほぼ似たような数字でございまして、若干物価変動等があればこれもやっぱり積算が変わりますけれども、私どもはこれで十分じゃないかと思ひてゐます。

○二宮文造君 もう一点伺ひたいんですが、次官通達によりますと、別表によると商業地域、これが補償対象の地域から除外されてゐるようですけれども、これはどういふわけですか。

○政府委員(大富宏君) 冒頭にこの通達の趣旨を御説明いたしましたわけにございまして、なるべく公共事業施行に伴つて必要な土地の取得、それに伴つたところの損失の補償事務を円滑迅速に行うための基準としてこしらへたものでございまして、したがひまして、こういう日照阻害に伴う事例というもので一番事例が多いのはこういう住居系の問題でございまして、しかも損害等の内容というのが定型的であり、しかも計量的に把握することができるといふことで、画一的な処理の対象として住居系だけを書いたものでございまして。したがひまして、商業地域等にもこういうものはないというわけにございまして。しかし、おのずから商業地域における態様というものは住居系の場合と幾分か違つた。したがひまして、出てきた場合にはやはりケース・バイ・ケースで判断していくという姿勢でございまして、商業地域は全然だめだといふ趣旨ではございせん。

○二宮文造君 いまの答弁で理解しましたけれども、商業地域といつても御承知のように一階が店舗、二階が住宅という併用住宅は特に多いわけですね。だから、そういう面を考えたとき、商業地域だからだめだといふ姿勢ではないと、考慮していくといふことで、これはそのとおり理解します。

それから通達によりますと、費用負担の請求期間が「当該公共施設の設置に係る工事の完了の日から一年を経過した日までに請求があつた場合に限り」と、あるいは「費用負担について現に協議中のもの」、「こういうふうになつておりますけれども、すでに供用されてゐる沿線の住民から新たに損害等に係る費用負担の請求があつた場合はどうされるのですか。

○政府委員(大富宏君) この通達の適用範囲を、「設置に係る工事の完了の日から一年を経過した

日まで」というぐあいに限りました趣旨は、類似のものといひましては、道路法あるいは土地収用法等で、工事に起因しましてみぞ、かき、さく等をつくる必要がある場合は、工事完了の日から一年を経過した後においては請求することができないという先例があるわけにございまして。それを参考にいたしまして、請求期間を一年に限定したものでございまして、御指摘のように、工事完了後一年経過したといふことではございまして、後一年経過したというふうな問題になつてゐるといふようなものは、対象をいたしてゐるのは経過措置として書いてゐるわけにございまして。

ただ、御指摘になりましたように建設年次が古いものはどうするかという問題がございまして。これは民法上の損害賠償請求権の問題もございまして、また建設年次が古いものという場合に、果たして建設当時における家族関係はどうなつておつたか、住居の所有者がだれであつたかという事実関係が明確でない諸事情もあろうかと思ひます。ですから、私ども一概に建設年次が古いものは全部シャットアウトするといふことではございせん。こういうものも有効に損害賠償請求の内容になり得るわけにございまして、その辺はやはりこれもケース・バイ・ケースで判断していきたいと思ひております。

○二宮文造君 そういうことになりましたと、建設年次の古いものはいわゆる住民運動を起して新たに問題を提起してください、そうでなければ建設省としては問題にしませんと、言挙げをしてくださいといふ、何か言挙げを奨励する答弁のうちに私は聞くのですが、もちろんこういう要請と陳情とかいふものがあつて初めて動き出すのでしようけれども、この辺はいわゆるそういう激しい住民運動の結果ケース・バイ・ケースで取り扱ふものができるんですか。それとも、積極的に建設省の方からそういうものを取り上げていくといふような考えにするのか。でなければ、新しいものは

やりましよう、古いものはやりませんと、建設年次の古いものはやりませんということでは公平の原則に反する。日照を奪われたことについては同じですから、被害は同じですから、この点の姿勢をもう一度明確にしたい。

○政府委員(大富宏君) まず第一点は、現に協議中のものは工事完了後一年以上を経過したものであっても取り扱いますということは、この通達の経過措置に書いてございます。それから原則として、それ以上に古いものにつきましては、原則は、請求の範囲は一年と書いてございますけれども、年次が古いからといってすべて切り捨てたというわけではございませんということを申し上げておるわけでありませう。

○二宮文造君 理解しました。

それから自治省、非常にお待たせをして恐縮なんです、日照時間が短縮をされますと、当然のことですけれども地価がそれに伴って減価します。これは御承知のとおりです。ところで、五十年の十月十五日付で、自治省税務局固定資産税課長から各県に、「都市計画施設の予定地に定められた宅地等の評価上の取扱いについて」と題する通達が出されておりますけれども、日照阻害が要因となつてこの通達が適用された事例というのは一体どのくらいありますか。

○説明員(栗田幸雄君) 私ども悉皆調査をやつておるわけではございませんが、件数の多い市といつたしましては、指定都市では、名古屋市の千五百件、それから神戸市の四百五十件というのがございませう、それから東京都下では武蔵野市の千件といったような事例があります。

○二宮文造君 案外この趣旨がよく理解されてないんじゃないだろうかという感じがするんですが、このPR等、周知徹底の方の問題についてはどういふように自治省ではお考えになつていますか。

○説明員(栗田幸雄君) 去年の十月にこの通達を出しまして、評価替えが一月一日でございませうから、その期間が非常に短かつたということもございませう。

ざいまして、御指摘のように必ずしもこの適用が行われていない町村もあるようでございますので、今後この趣旨の徹底に尽力してまいりたい、努力をしてまいりたい、そのように考えております。

○二宮文造君 私、大変恐縮なんですけれども、あとに建築協定の問題とか、それから執行体制の問題とか、さらにまた私どもの考え方とか若干まだ問題を残しております。あとこれは同僚議員の方に引き継ぐか、あるいは同僚議員の時間を若干拝借して足りない点を、問題を質疑をさせていただきますかと思ひますが、きょうはこれで申し合はせの時間が来ましたので保留しておきます。

○委員長(竹田四郎君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(竹田四郎君) 速記を始めて。

○遠藤要君 議事進行について、発言をちょっとお許しをちょうだいしたいと思ひます。きょう当委員会が開かれ、建設大臣が御出席になつておるので、先般当委員会において私が発言をしておつた東北、北海道の冷害に対する救済土木はどうかということに対して、就任早々の建設大臣は、いまだ建設省として冷害対策の土木事業というのはなかつたようだし、しかし、自分としてできるだけ努力してみたいという、そういうふうなお答えがあつたわけですね。その後、大臣は大変精力的に努力をされておつたといふいろいろな点から拝聴しておるわけですが、その結果が相当得られたようにも仄聞しておるのでございませうが、せっかく委員会が開会中もございませうので、これがせっかく委員会が発言し、委員会でお約束をされておるの、後に新聞紙上で知つたといふこともどうか、こういうふうな点を考えますので、委員会の権威を高めるために、この際大臣がもしも東北、北海道冷害対策の実情についてどういふふうな方法を講じられたかを、ひとつ大臣の努力の結果を御公表できればお願いをしたいといふこととございませうので、よろしく御了承願ひたいと思ひます。

○国務大臣(中馬辰猪君) 先般の当委員会、東北地方その他の冷害対策の救済土木事業というものが、従来農林省専管でございまして建設省は全くタッチしていません。こういうことでありまして、私はとかく建設省というところは建設業者のための役所であるというふうな悪い印象が一部国民にございませうから、この際ひとつ東北の冷害にも建設省は手を出したいといふ決意を持つておりまして、予算委員会でも聞かれもせぬのにみずから進んで救済土木は建設省もやりますと、大蔵省と全く相談しないで独断でお答えしたわけでありませうが、その後事務当局の方々が非常に熱心に大蔵省を説得されまして、ようやく金額についてはまだ明らかではありませんけれども、近いうちに、農林省にはもちろん及びもつきませうけれども、建設省としては自分の協力はできるということと近く正式に発表になります。そのために実は先般東北、北海道の県、道庁の土木部長に建設省に来てもらつて、私もみずからこれに出席をして、ぜひひとつ建設省の仕事で農民になじむものはないか、たとえばブルドーザーを使うような仕事はこれはとても問題にならぬから、なるべく労務費がたかさん農民に渡るといふ案を考えてほしいということ、一時間ぐらいいつも実に出席をして説得したりお願いした結果、ある種の成果があつたようございまして、近く正式に閣議で決定をいたしますから御了承ください。

○委員長(竹田四郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

昭和五十一年十一月十三日印刷

昭和五十一年十一月十五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局